

青森市豪雪災害白書

～ 豪雪災害に係る対応の検証と今後の方向性（令和 7 年度） ～

令和 7 年 9 月作成

令和 8 年 8 月変更

青森市

目 次

はじめに	1
1 大雪の状況	2
(1) 令和6年度の冬期間の天候	2
(2) 令和7年度の冬期間の天候	4
(3) 青森地区及び浪岡地区の積雪深の推移	6
(4) 累積降雪量と最深積雪深の関係	8
(5) 令和6年度における時間帯ごと降雪量の年度間比較	9
(6) 令和7年度における時間帯ごと降雪量の年度間比較	11
(7) 令和6年12月27日から令和7年1月4日の大雪	13
(8) 令和8年1月19日から令和8年1月26日の大雪	17
(9) 令和6年度の警報・注意報、 青森県気象情報の発表状況及び本市の対応	20
(10) 令和7年度の警報・注意報、 青森県気象情報の発表状況及び本市の対応	22
2 豪雪による市民生活への影響	24
(1) 主な被害状況	24
(2) バス交通への影響	32
(3) 小中学校への影響	34
(4) ごみ収集への影響	35
(5) 市民からの雪に関する相談	35
(6) 災害救助法の適用	36
(7) 青森県被災者生活再建支援制度の適用	37
(8) 自衛隊派遣	39

3 課題と今後の方向性 40

検証項目1 除排雪実施体制 40

- ① 各対策本部の設置 40
- ② 雪に関する市民相談窓口 45
- ③ 高齢者世帯等除雪支援隊（旧スノーレスキュー隊）の設置 . . . 47

検証項目2 除排雪作業 51

- ① 除排雪の区分 51
- ② パトロール班 52
- ③ 出動命令 55
- ④ 除排雪作業の実施方法 56
- ⑤ 除排雪事業者との連携体制 61
- ⑥ 除排雪作業者間における連携による除排雪 62
- ⑦ 雪捨て場の確保と効率的な運用 63
- ⑧ 除排雪作業の効率化 64

検証項目3 パートナーシップによる除排雪・雪処理支援制度等 . . . 70

- ① 地域コミュニティ除排雪制度 70
- ② 安全対策の普及 71
- ③ 各種支援制度 73
- ④ 福祉除雪 74
- ⑤ 通学路除雪 78
- ⑥ 歩道除雪 80

検証項目 4 その他雪対策	81
-------------------------	----

① 地域住民の雪捨て場・雪寄せ場の設置	81
② 流・融雪溝の整備	84
③ 除排雪D X化	85
④ 各産業における対応	86
⑤ 市有施設における対応	90
⑥ その他の対応	100

あとがき	103
-------------	-----

(参考) 青森市市民とともに進める雪処理に関する条例

はじめに

令和 7 年度は、令和 6 年度に続いての大雪となり、最深積雪について 1 月末には戦後最大、2 月 1 日には観測史上 4 位となるなど記録的な豪雪に見舞われ、除排雪作業の大幅な遅れや市内各所において渋滞が発生したほか、除排雪作業中の人的被害や積雪等による建物被害、りんご樹の枝折れやパイプハウスの倒壊等による農業被害が多く確認されるなど、市民生活に大きな影響が及んだ。

また、本市を含む県内 27 市町村に災害救助法が適用されたことに加え、本市においては平成 17 年 3 月以来となる自衛隊による屋根雪下ろしが行われた。

本市では、これまでも持続可能な雪対策を進めてきたところであるが、2 年連続しての豪雪災害の経験を踏まえ、これまで取り組んできた雪対策等について改めて検証した上で、人口減少や少子高齢化をはじめとした大きく変化する社会情勢において、今後も発生する可能性のある豪雪に対して、限られた資源を活用し、対応することができるよう、今後の雪対策に係る方向性を検討してきたところである。

本白書は、2 ヶ年の雪対策に係る活動内容等の検討結果を踏まえ、今後の各雪対策の方向性について、改めて取りまとめたものである。

1 大雪の状況

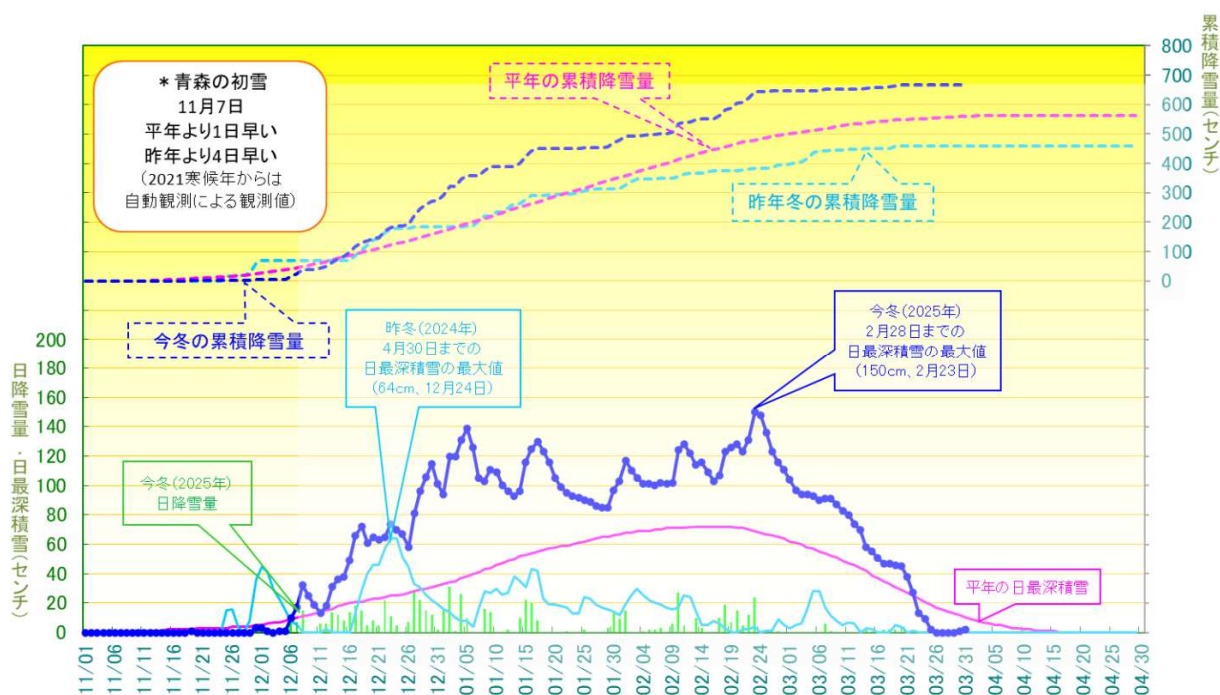
(1) 令和6年度の冬期間の天候

- ・令和6年12月と令和7年2月を中心に、強い冬型の気圧配置が持続する時期があった。
- ・12月は冬型の気圧配置や低気圧の影響で、曇りや雪の日が多く、津軽や上北で降雪量がかなり多くなり、県内の9地点において12月の月降雪量の記録を更新した。
- ・1月は津軽で曇りや雪、雨の日が多く、降雪量は平年並みであった。
- ・2月も同様に曇りや雪の日が多く、津軽では平年より降雪量がかなり多くなった。

【令和6年11月1日から令和7年3月31日までの雪の経過(青森)】

青森の雪データ							
累積降雪量	R6年度	669cm	(平年比 118%)	平年値	566cm	R5年度	460cm
最深積雪	R6年度	150cm	(平年比 149%)	平年値	101cm	R5年度	64cm

※累積降雪量の平年値は月平年値を合算

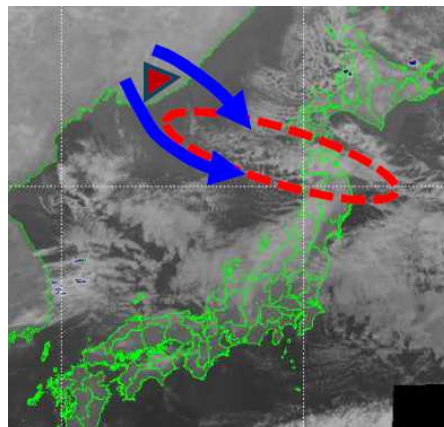


(出典：青森地方気象台「あおもりゆきだより最終号(2025年5月29日発行)」)

◆青森県で記録的な大雪となった要因（青森地方気象台）

大陸の山地を迂回した風が日本海で合流することにより雪雲が発生し、青森県付近に流れ込んで停滞した。

→このような形での雪雲の発生は今年に限ったものではないが、強い上空寒気と高い海面水温の影響で雪雲が発達し降雪量が多くなったと考えられる。



令和7年1月3日0時

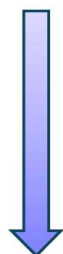
（青森で1月2日の日降雪量31センチを観測
1月2日22時48分津軽と上北に大雪警報発表）

上空の寒気が強い

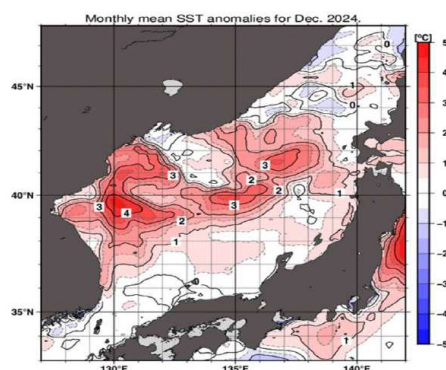
秋田 2024年12月
指定気圧面の平均気温

指定気圧面 hPa	気温(℃)	
	2024年	平年差
1000(地上付近)	2.3	0.7
925	-2.1	0.1
850(上空1500m付近)	-7.4	-0.5
700	-16.8	-1.8
500(上空5000m付近)	-32.0	-2.8

上空ほど
寒気が強い



日本海の海面水温が高い



2024年12月の平年差
+1～+3℃程度

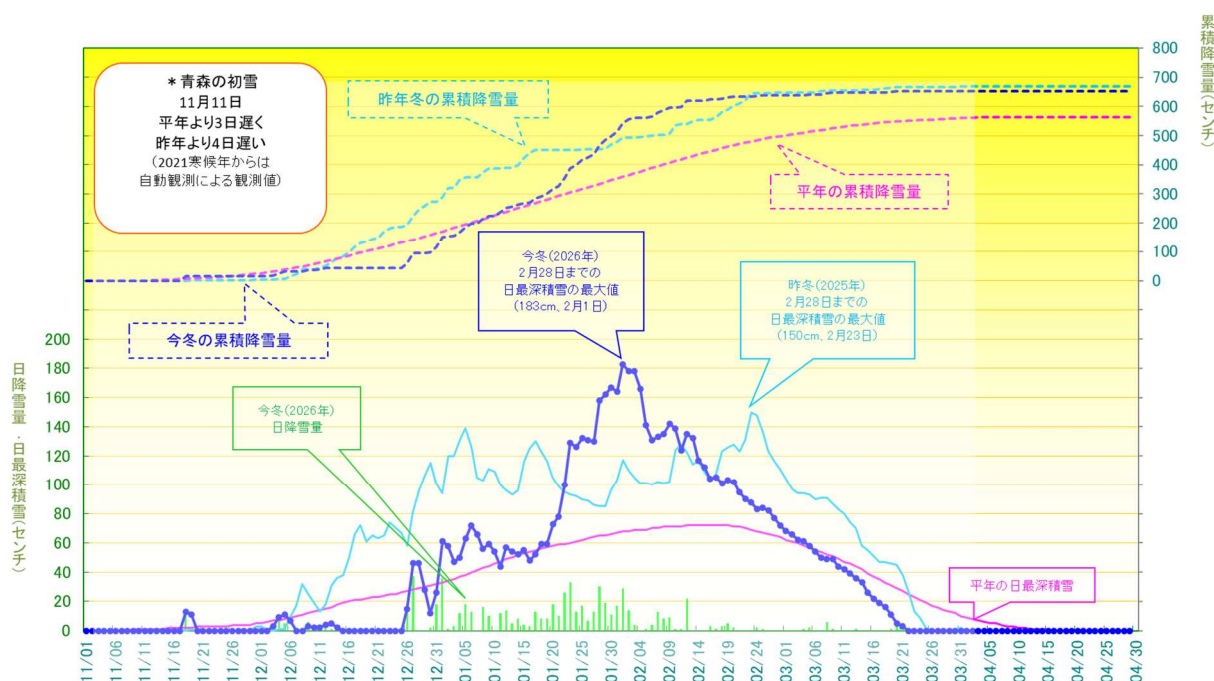
(2) 令和7年度の冬期間の天候（青森地方気象台）

- ・令和7年12月は、低気圧や前線が通過し、冬型の気圧配置となった影響で、雪や雨の日が多かったが、高気圧に覆われて晴れの日もあった。降雪量は平年より少ないまたはかなり少なかった。
- ・令和8年1月は津軽を中心に雪や曇りの日が多く、降雪量は平年よりもかなり多いまたは多く、津軽の4地点（深浦、鰺ヶ沢、弘前、酸ヶ湯）において、1月としては観測史上1位を更新した。また、特に後半は、強い冬型の気圧配置が継続し、青森市で7日連続（20日から26日）真冬日になるなど冷え込んだため、雪が解けず積雪が多くなった。
- ・2月上旬は1月同様冬型の気圧配置となる日が多かったため、曇りや雪の日が多く、津軽を中心に平年より最深積雪が大きくなった。2月中旬以降は高気圧に覆われ晴れの日が多かったため、気温が平年よりも高くなり、積雪が急速に少なくなっていく。

【令和7年11月1日から令和8年3月31日までの雪の経過（青森）】

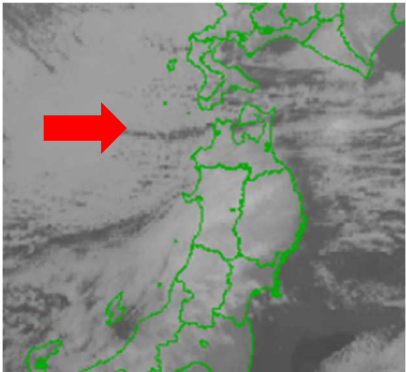
青森の雪データ							
累積降雪量	R7 年度	653cm	（平年比 115%）	平年値	566cm	R6 年度	669cm
最深積雪	R7 年度	183cm	（平年比 181%）	平年値	101cm	R6 年度	150cm

※累積降雪量の平年値は月平年値を合算



◆青森県で記録的な大雪となった要因（青森地方气象台）

偏西風が日本付近で南に蛇行したことに伴い、日本付近には持続的に強い寒気が南下し、強い冬型の気圧配置となった。また、日本海の海面水温が平年より高く、水蒸気の補給が多くなったことも影響し、雪雲が発達した。その雪雲が青森県に流れ込んだため、大雪となった。



令和 7 年 12 月 27 日 22 時

〔 青森市で 12 月 27 日の日降雪量 37 センチを観測
12 月 27 日 23 時 27 分津軽に大雪警報発表 〕

上空の寒気が強い

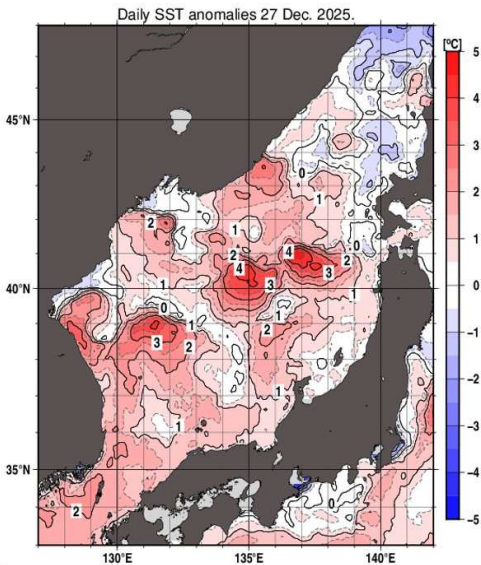
日本海の海水温が平年より高い

2025 年 12 月 27 日 21 時の指定気圧面の気温（秋田）

指定気圧面 hPa	気温（℃）	
	2025 年 12 月 27 日 21 時	平年差
1000	0.1	-1.0
925	-5.4	-2.3
850	-9.7	-1.8
700	-19.9	-3.4
500	-36.3	-5.5

地上
↓
上空

海面水温平年差



平年より 1℃～4℃高い

(3) 青森地区及び浪岡地区の積雪深の推移 (気象庁資料から作成)

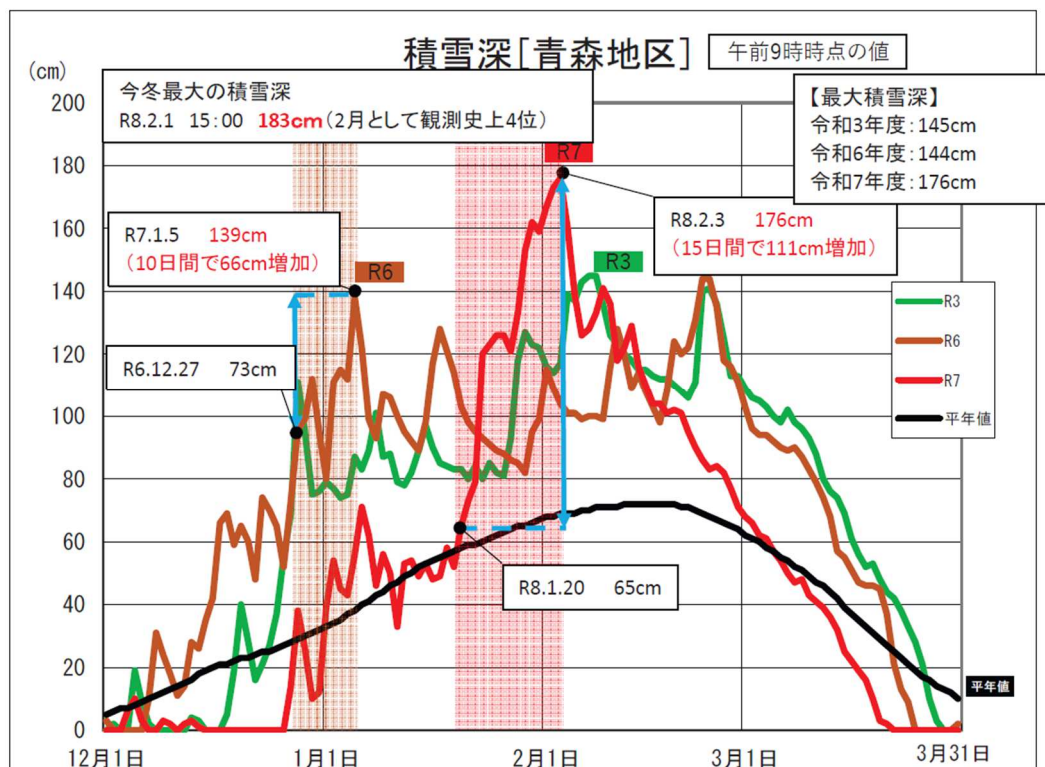
【青森地区】

(令和6年度)

- ・年末年始の12月28日から1月5日までに観測された積雪としては、過去最大であった1897年12月28日の130cmを127年ぶりに更新した。
- ・1月5日時点の積雪は平年値の3倍以上となる139cmに達し、記録が残る1893年(明治26年)以降の131年間で最も多くなった。
- ・2月18日からの断続的な降雪により、2月23日には今冬の最大積雪深となる150cmを記録した。

(令和7年度)

- ・令和8年1月20日から2月3日までの15日間に観測された降雪量は、1991年から2020年までの同期間における平年値の約3倍となる261cmを記録した。
- ・2月1日には、積雪深が平年値の約3倍になるとともに、観測史上4位となる183cmを記録した。
- ・1月としては戦後最大となる167センチメートルの積雪深を記録した。



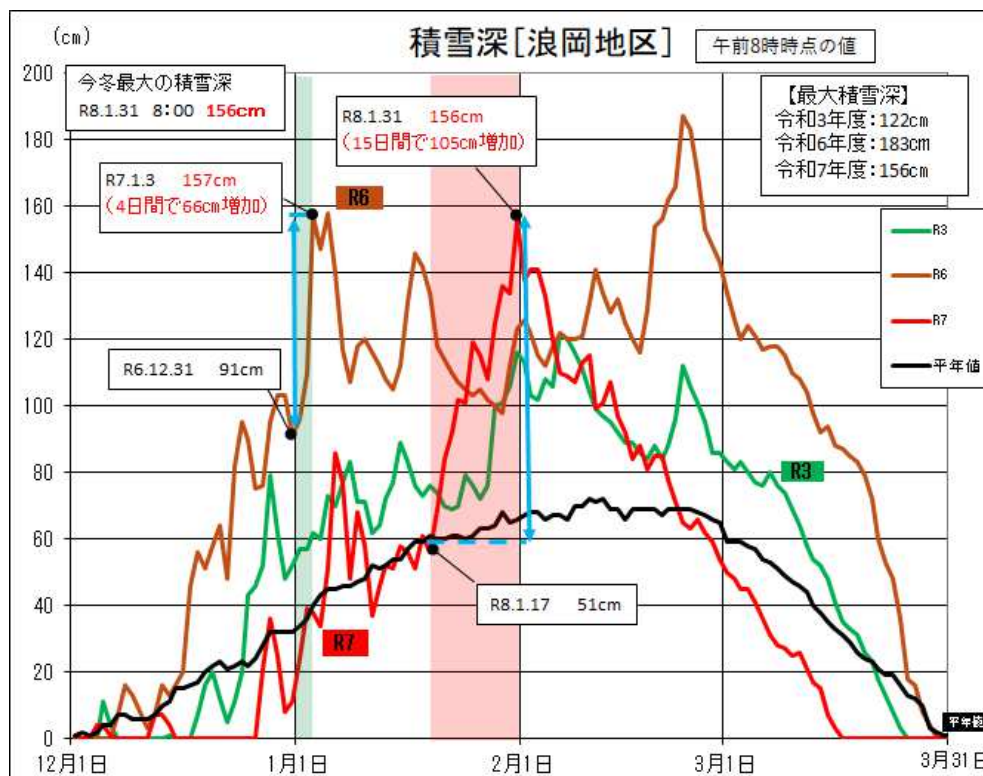
【浪岡地区】

(令和 6 年度)

- ・ 1 月 4 日時点の積雪深 151cm は、大雪であった令和 3 年度を大きく上回る積雪深となった。
- ・ 2 月 18 日からの断続的な降雪により、2 月 23 日には令和 6 年度の最大積雪深となる 192cm を記録するなど、期間を通じて青森地区よりも積雪が大幅に多い状況であった。
- ・ 平年値や過去 4 年間で比較しても、令和 6 年度は積雪深が大幅に増加しており、記録的な豪雪に見舞われた。

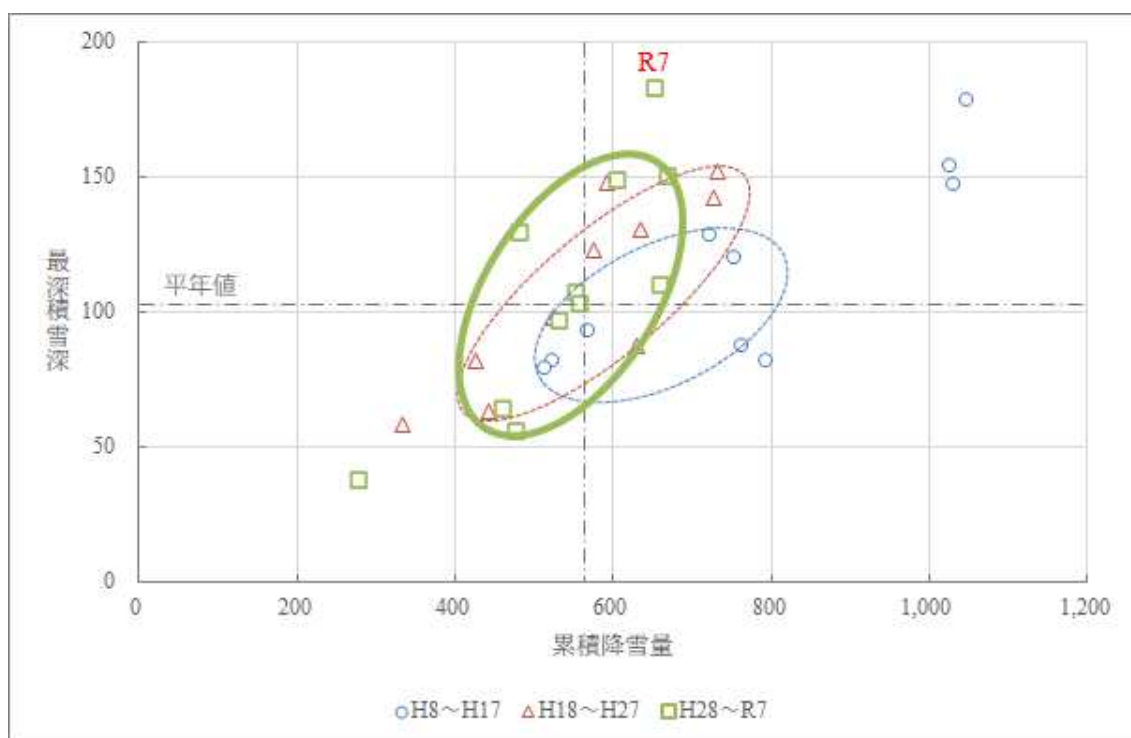
(令和 7 年度)

- ・ 令和 8 年 1 月 17 日から 31 日までの 15 日間で 200cm の降雪となり、積雪深が 156cm となった。
- ・ 1 月 31 日時点の積雪深 156cm は、記録的な豪雪であった令和 6 年度に次ぐ積雪深となった。



(4) 累積降雪量と最深積雪深の関係（気象庁資料から作成）

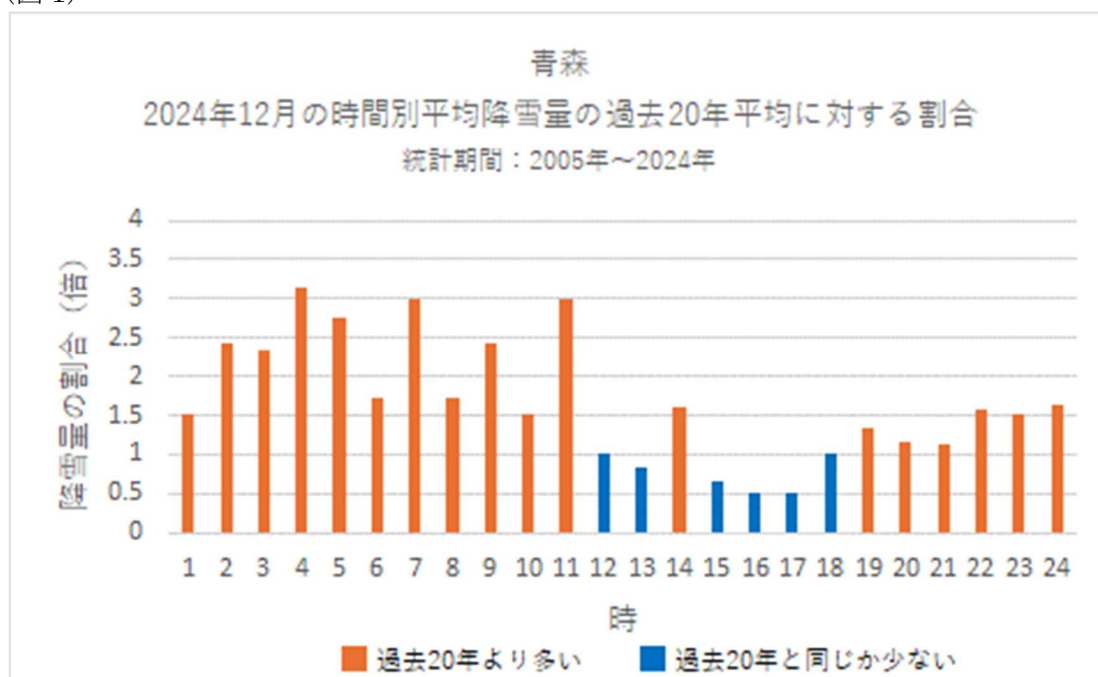
- ・平成8年度から令和7年度の累積降雪量は、概ね400cmから800cm（平年値：563cm）の範囲に分布している。
- ・平成28年度から令和7年度における最深積雪深が、これ以前の20年間と比較して高い傾向にあるものの、累積降雪量については大きな変化が見られないことから、比較的短期間に集中して大量の降雪が生じる傾向に変化してきている。



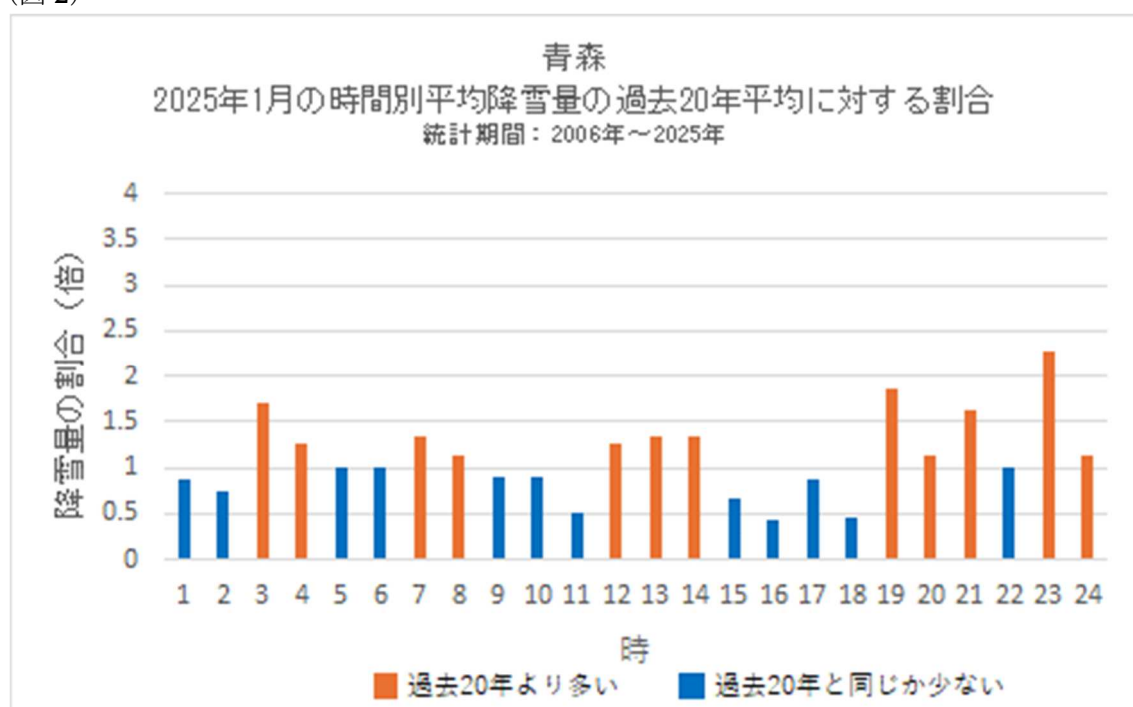
(5) 令和6年度における時間帯ごとと降雪量の年度間比較（気象庁資料から作成）

- ・時間帯ごとの降雪量を過去20年平均の降雪量と月別に比較した結果、令和6年12月は夜遅くから昼前にかけて過去20年平均より降雪量が多く、特に明け方から朝にかけて過去20年平均より3倍以上の降雪量があった。（図1）
- ・令和7年1月は、夜のはじめごろから夜遅くにかけて過去20年平均よりやや降雪量が多い傾向がみられた。（図2）
- ・令和7年2月は、明け方から昼前にかけてと、夕方から夜のはじめ頃にかけて過去20年平均より降雪量が多い傾向がみられた。（図3）
- ・令和7年3月は、一日を通して降雪量が過去20年平均と同じか少ない傾向であった。
- ・このように、令和6年12月と令和7年1月は、夜のはじめ頃から朝にかけて、また、令和7年2月は明け方から昼前にかけて降雪量が多くなるなど、除排雪作業中や作業が終了したあとも断続的な降雪に見舞われた。

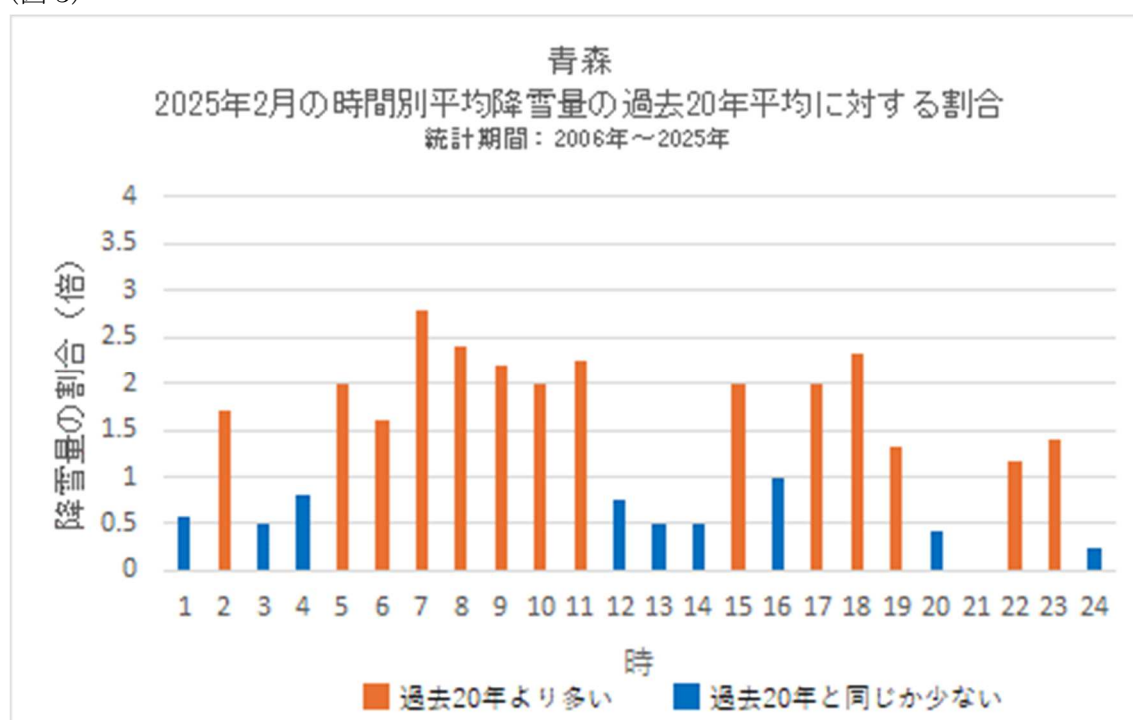
（図1）



(図 2)



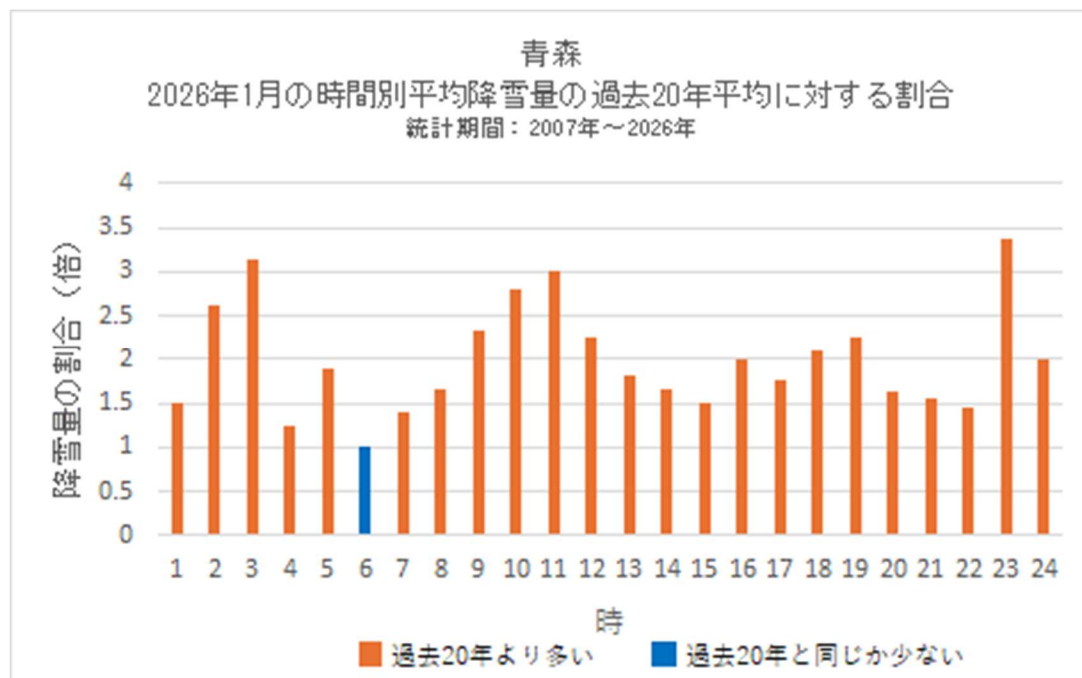
(図 3)



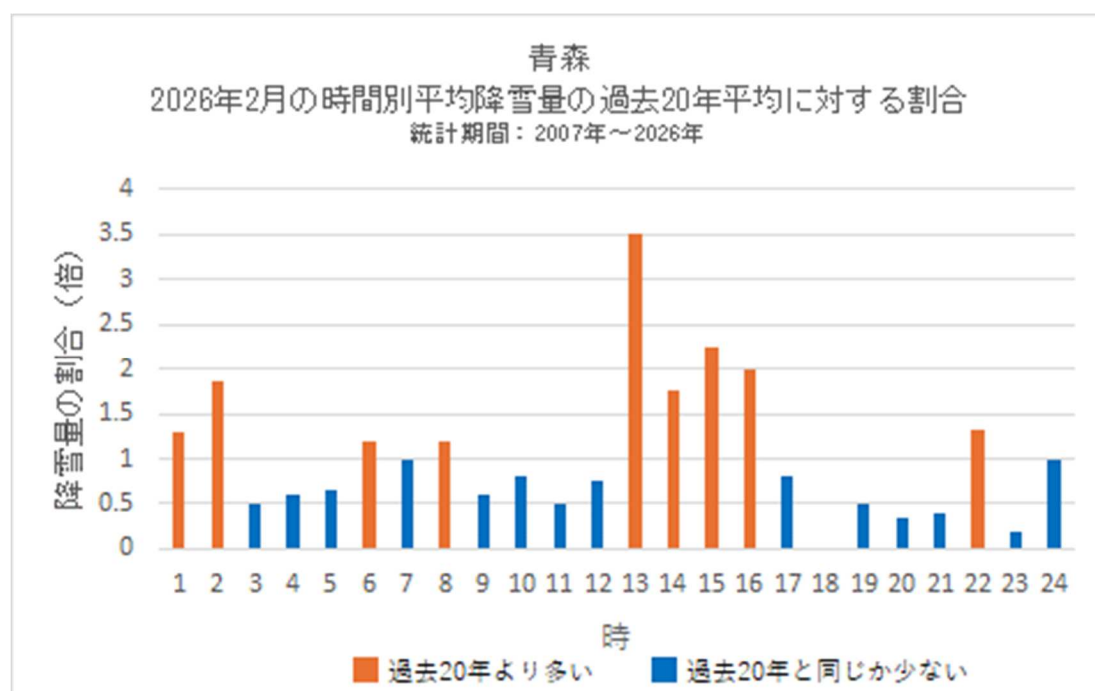
(6) 令和7年度における時間帯ごとと降雪量の年度間比較（気象庁資料から作成）

- ・令和8年1月は、全ての時間帯で過去20年平均の降雪量以上となり、特に、除排雪作業が行われる夜間から明け方にかけて、加えて、通勤時間帯から昼頃にかけて、過去20年平均の3倍程度の降雪量となった。（図4）
- ・令和8年2月は、昼過ぎから夕方にかけてと、深夜時間帯に過去20年平均より降雪量が多い傾向がみられた。（図5）
- ・このように、令和7年12月と令和8年2月は、昼過ぎから夕方にかけて、また、令和8年1月は1日を通して絶え間なく降り続くなど、除排雪作業中や作業が終了したあとも断続的な降雪に見舞われた。

（図4）



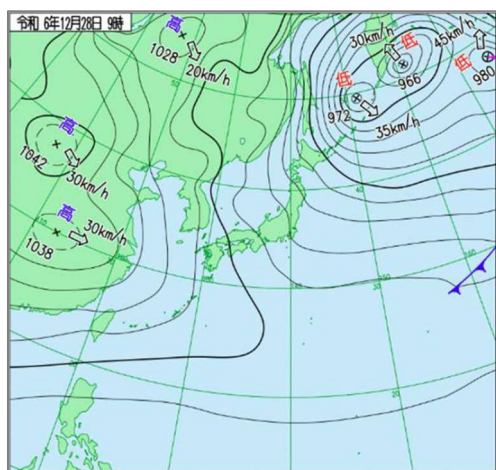
(図 5)



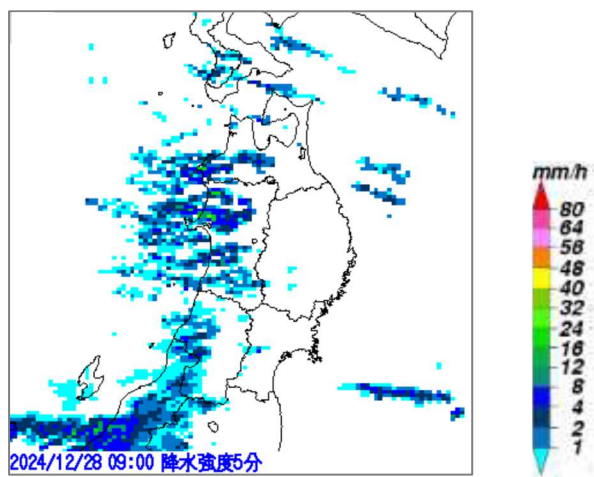
(7) 令和6年12月27日から令和7年1月4日の大雪

- ・12月26日に前線を伴った低気圧が発達しながら北日本を通過後、東北地方の上空に強い寒気が流れ込み、29日にかけて強い冬型の気圧配置となった。
- ・31日には前線を伴った低気圧が北日本を通過後、1月4日にかけて再び冬型の気圧配置となった。
- ・このため12月27日から1月4日にかけて津軽や上北を中心に断続的に雪が降り、特に12月27日と1月2日から3日にかけては、局地的に発達した雪雲が流れ込み、警報級の大雪となった。

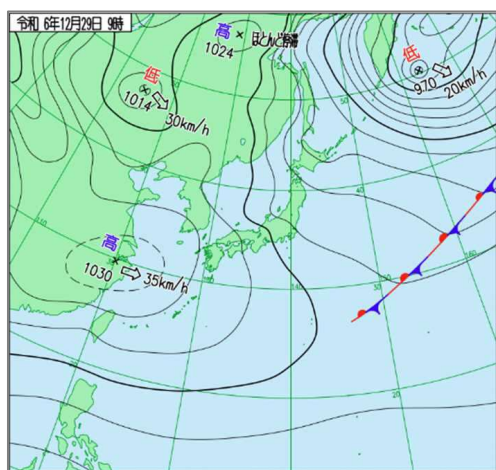
令和6年12月28日9時



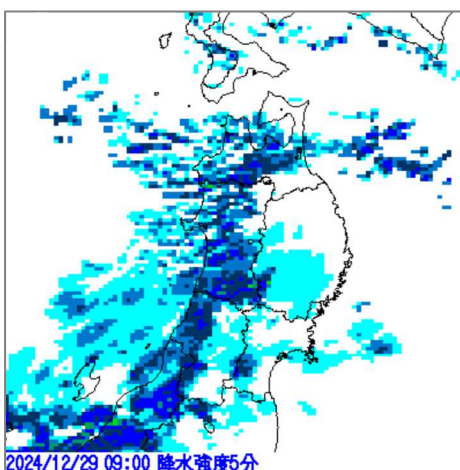
令和6年12月28日9時



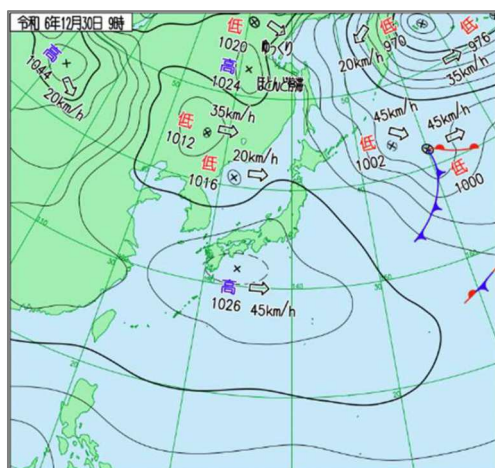
令和6年12月29日9時



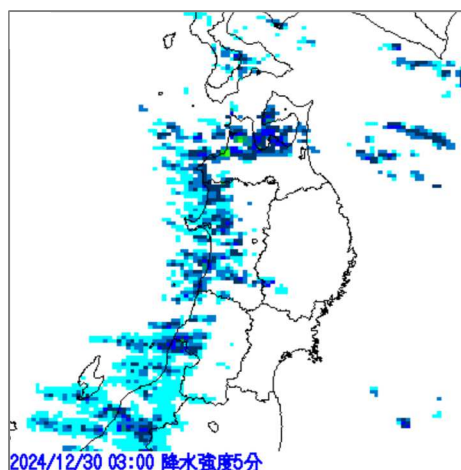
令和6年12月29日9時



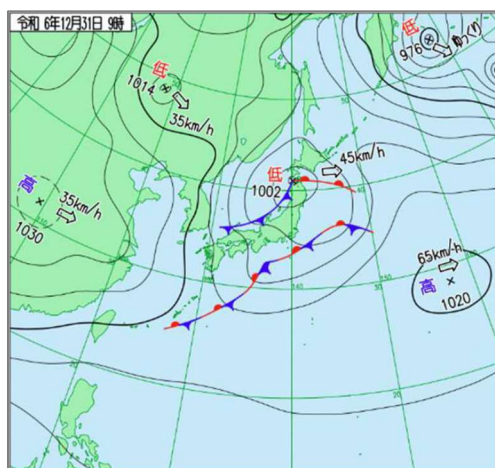
令和 6 年 12 月 30 日 9 時



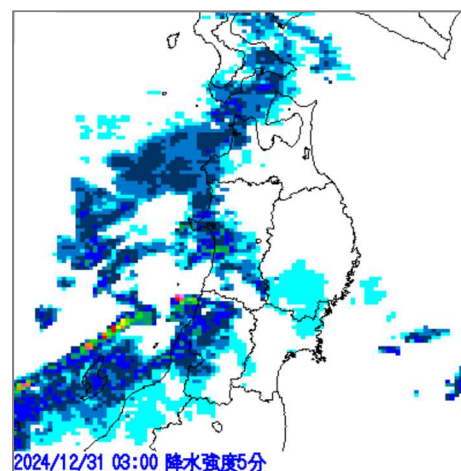
令和 6 年 12 月 30 日 3 時



令和 6 年 12 月 31 日 9 時



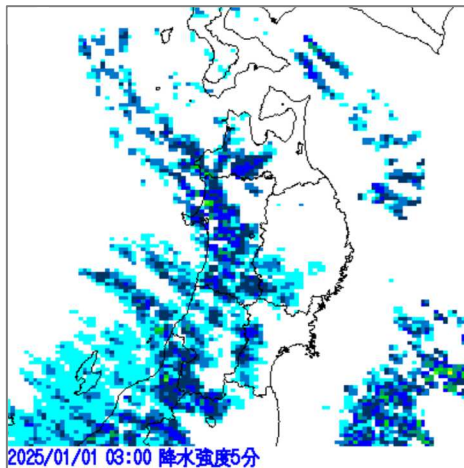
令和 6 年 12 月 31 日 3 時



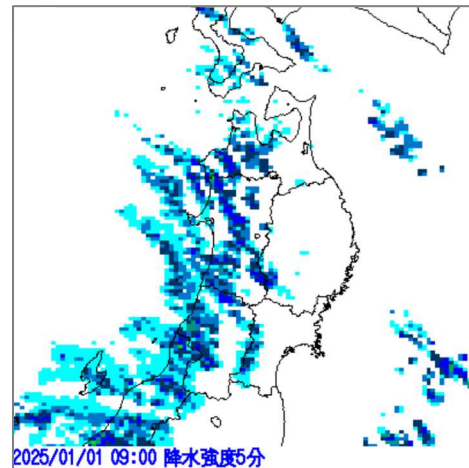
(出典：青森地方気象台「青森県災害時気象資料」)

令和7年1月1日から4日未明までの断続的な降雪

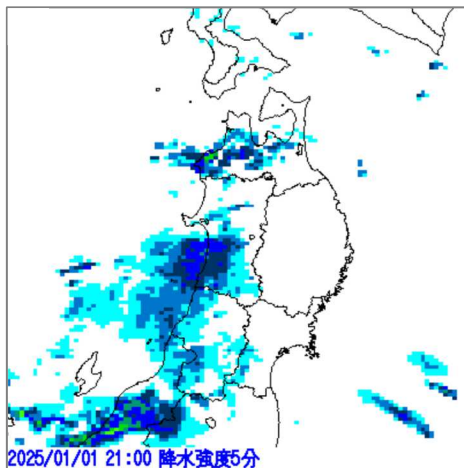
令和7年1月1日3時



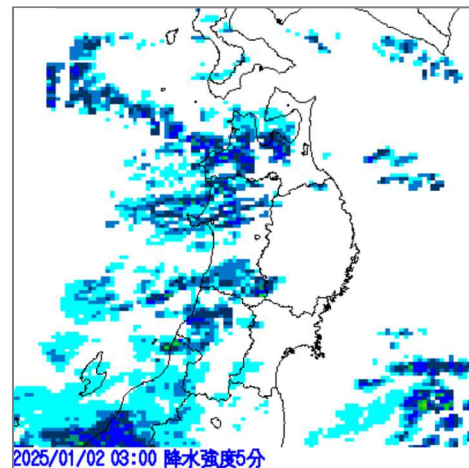
令和7年1月1日9時



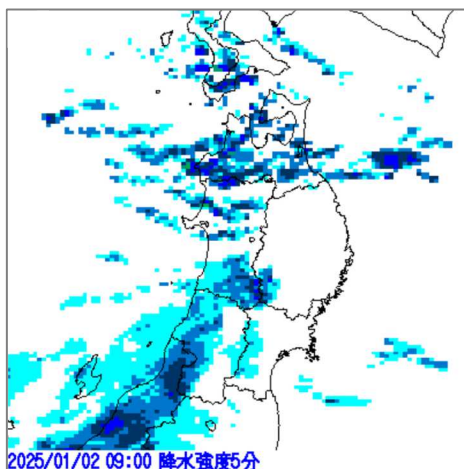
令和7年1月1日21時



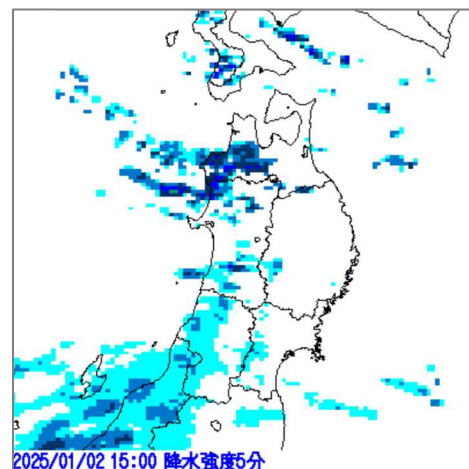
令和7年1月2日3時



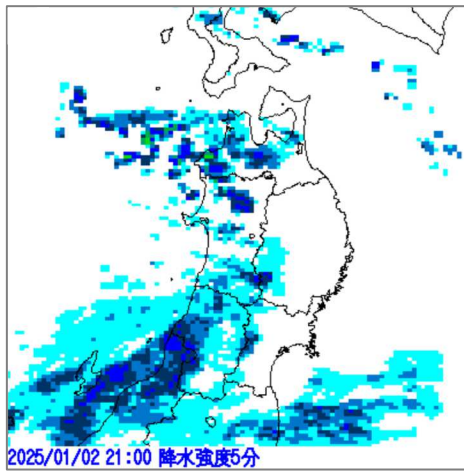
令和7年1月2日9時



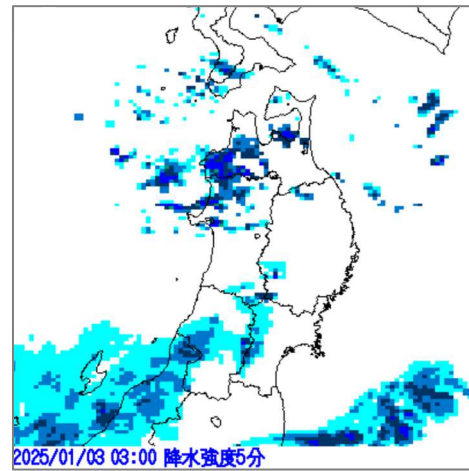
令和7年1月2日15時



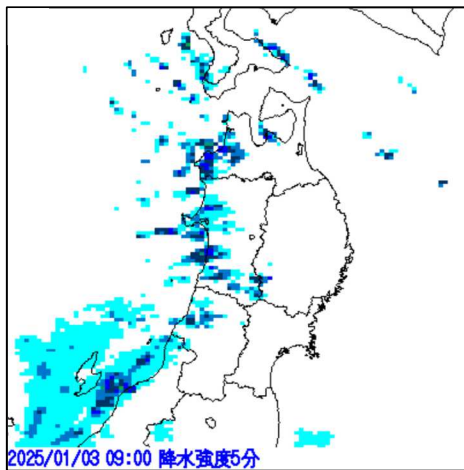
令和7年1月2日 21時



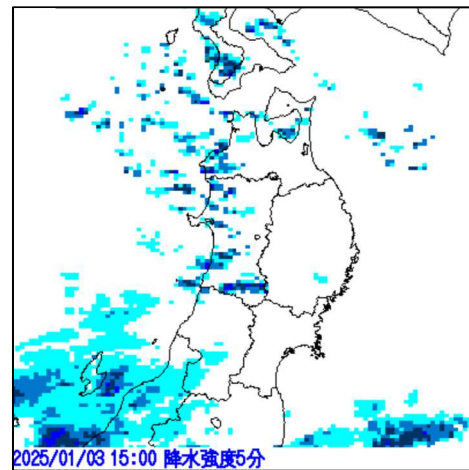
令和7年1月3日 3時



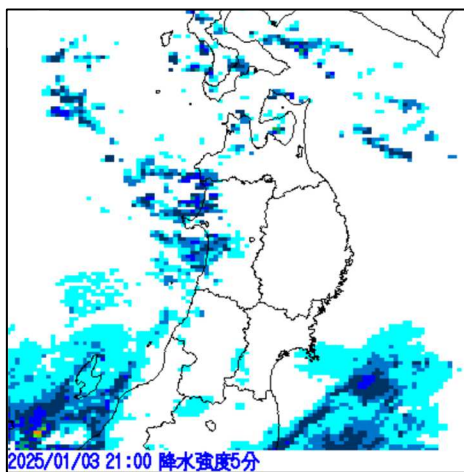
令和7年1月3日 9時



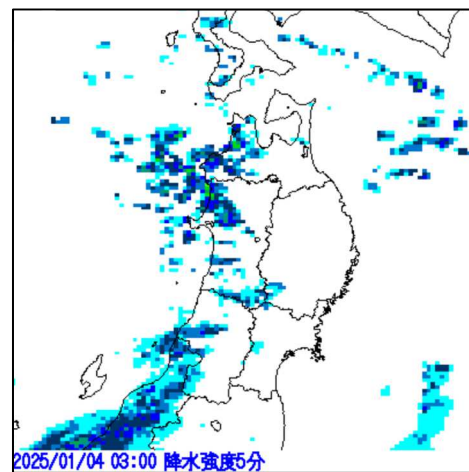
令和7年1月3日 15時



令和7年1月3日 21時



令和7年1月4日 3時

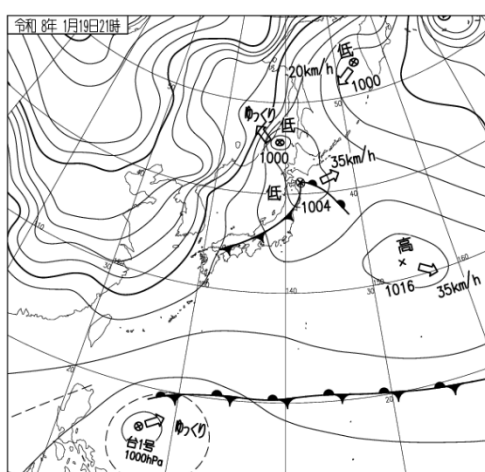


(出典：青森地方气象台「青森県災害時気象資料」)

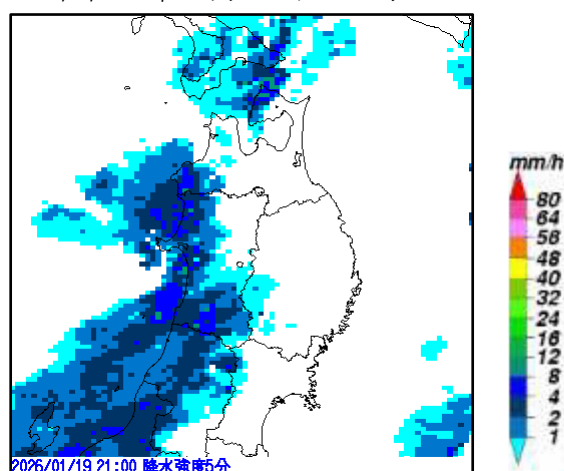
(8) 令和8年1月19日から令和8年1月26日の大雪（青森地方気象台）

- ・1月19日夜に前線を伴った低気圧が、発達しながら東北北部を通過し、東北地方の上空に断続的に強い寒気が流れ込み、26日にかけて強い冬型の気圧配置となった。
- ・このため、1月20日から1月26日にかけて、津軽や上北を中心に断続的に強い雪が降り、特に1月23日は局地的に発達した雪雲が流れ込み、津軽と上北に大雪警報が発表された。
- ・青森市では、1月23日に日降雪量33cmを観測した。

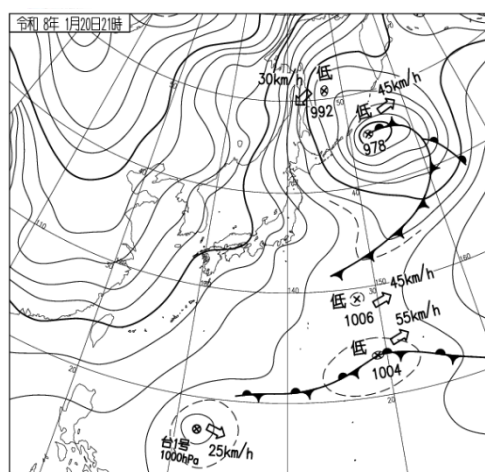
令和8年1月19日21時



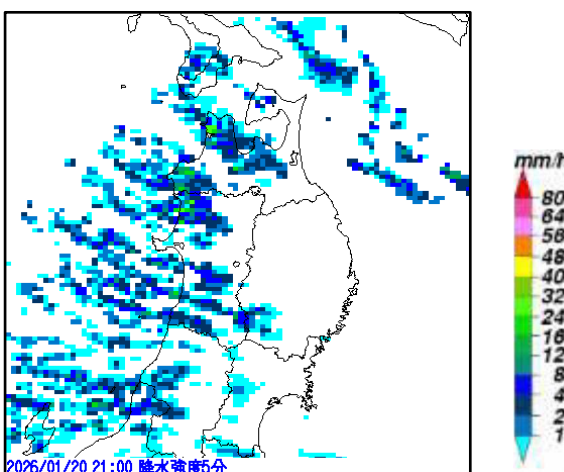
令和8年1月19日21時



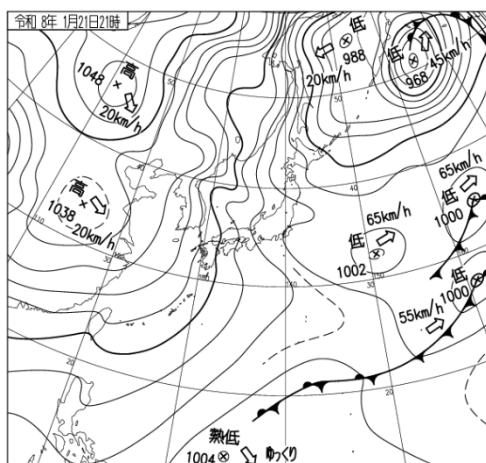
令和8年1月20日21時



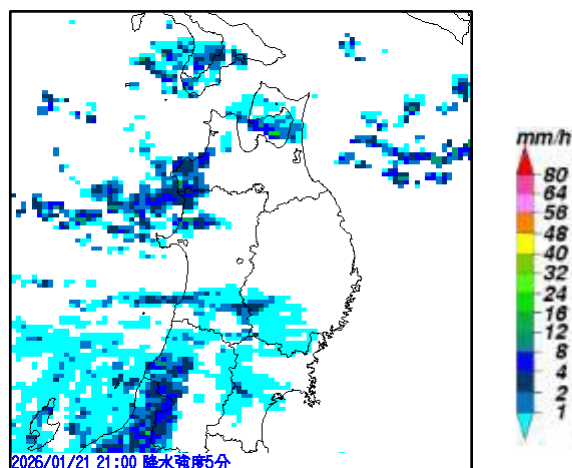
令和8年1月20日21時



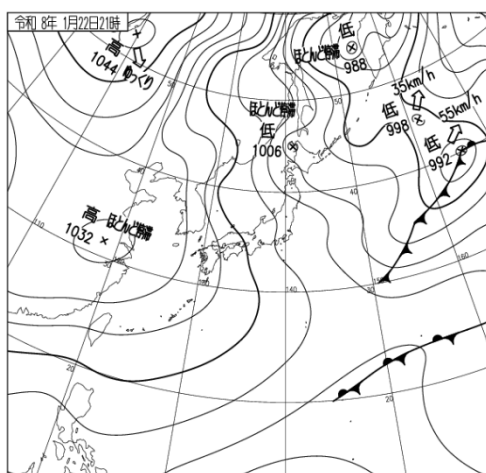
令和8年1月21日21時



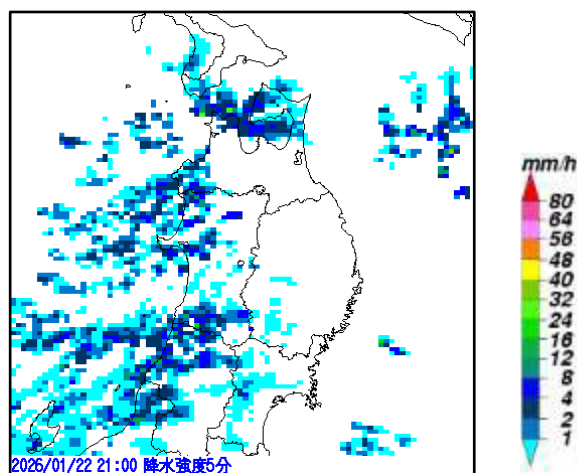
令和8年1月21日21時



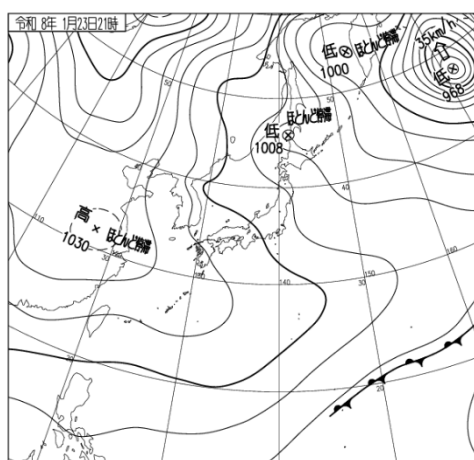
令和8年1月22日21時



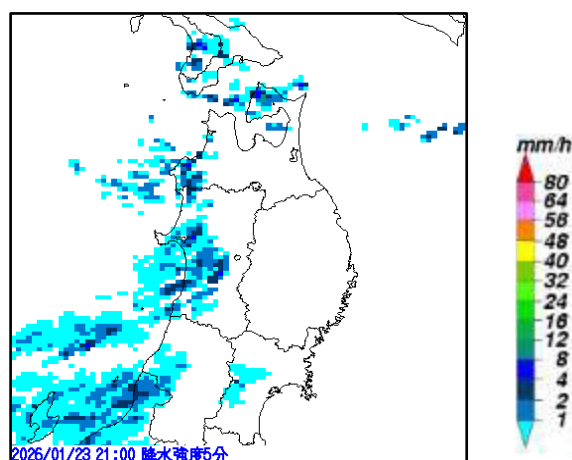
令和8年1月22日21時



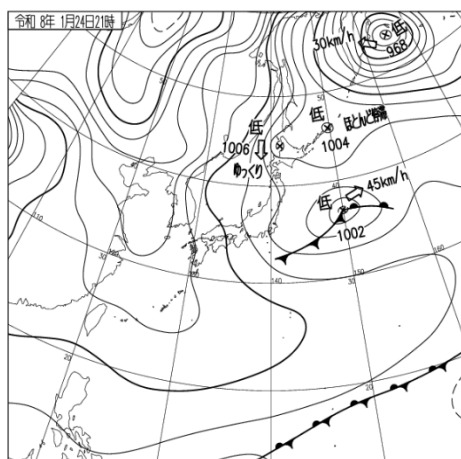
令和8年1月23日21時



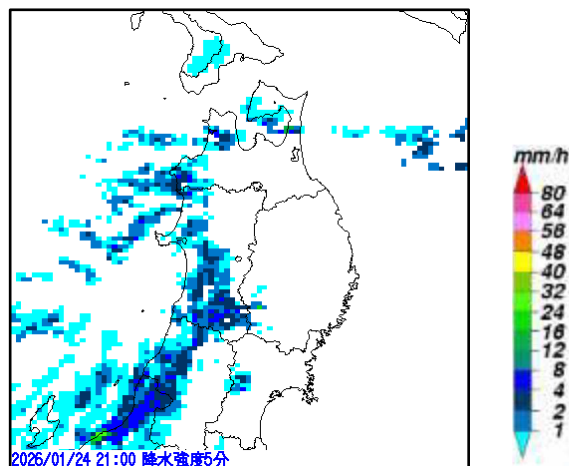
令和8年1月23日21時



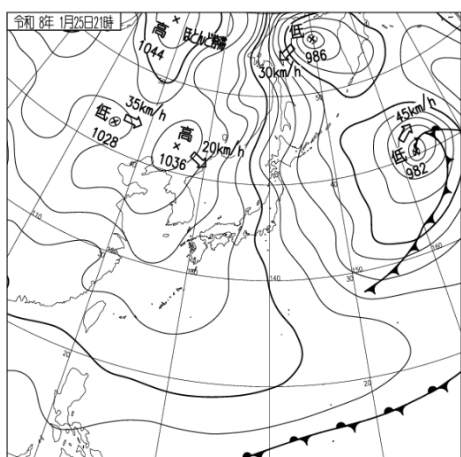
令和8年1月24日21時



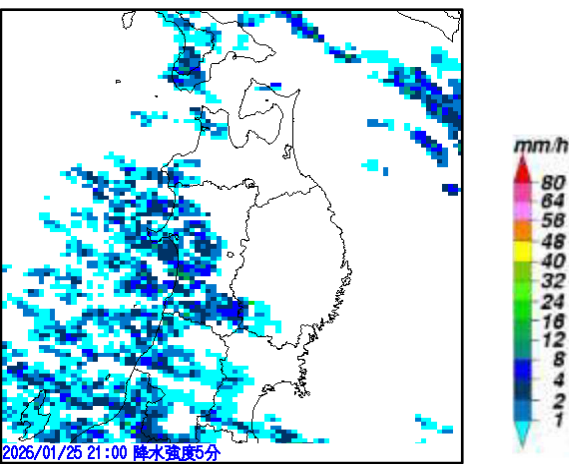
令和8年1月24日21時



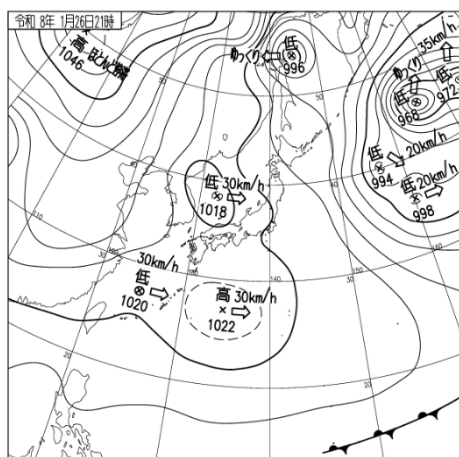
令和8年1月25日21時



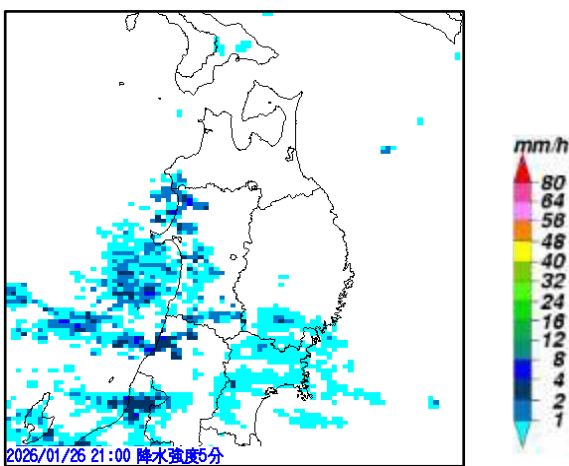
令和8年1月25日21時



令和8年1月26日21時



令和8年1月26日21時



(9) 令和6年度の警報・注意報、青森県気象情報の発表状況及び本市の対応

令和6年11月1日から令和7年1月7日

発表時刻	情報等の種類	情報等の内容（大雪・風雪のみ掲載）
11月 1日		青森市除排雪対策本部設置
12月26日15時55分	警報・注意報	[発表]大雪注意報 [継続]風雪注意報
12月27日10時47分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第1号
12月27日11時27分	警報・注意報	[発表]大雪警報 [継続]風雪注意報
12月27日16時15分	警報・注意報	[警報から注意報]大雪注意報
12月27日16時27分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第2号
12月27日22時58分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
12月28日		青森市豪雪対策本部設置・第1回本部会議
12月28日16時52分	県気象情報	大雪と雷及び突風に関する青森県気象情報第2号
12月28日17時44分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
12月28日21時41分	警報・注意報	[発表]大雪注意報
12月29日 5時27分	県気象情報	大雪と雷及び突風に関する青森県気象情報第3号
12月29日16時37分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第4号
12月30日 9時44分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
12月31日 5時40分	県気象情報	風雪と雷及び雹に関する青森県気象情報第3号
12月31日 7時18分	警報・注意報	[発表]風雪注意報
12月31日16時17分	県気象情報	風雪と雷及び雹に関する青森県気象情報第4号
12月31日18時42分	警報・注意報	[発表]大雪注意報 [継続]風雪注意報
12月31日21時49分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
1月 1日15時54分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
1月 1日21時27分	警報・注意報	[発表]大雪注意報
1月 2日 5時21分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第1号
1月 2日22時48分	警報・注意報	[発表]大雪警報
1月 2日23時27分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第1号
1月 3日 5時27分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第2号
1月 3日 9時57分	警報・注意報	[警報から注意報]大雪注意報
1月 3日10時36分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第3号
1月 3日16時31分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第4号
1月 4日 5時31分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第5号
1月 4日		青森市豪雪災害対策本部設置・第1回本部会議
1月 5日10時47分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
1月 7日		青森県が災害救助法適用(1/4～1/31)を発表
1月 7日		第2回青森市豪雪災害対策本部会議

令和7年2月16日から令和7年3月31日

発表時刻	情報等の種類	情報等の内容（大雪・風雪のみ掲載）
2月16日 6時40分	県気象情報	大雪と風雪及び雷に関する青森県気象情報第1号
2月16日 16時35分	県気象情報	大雪と風雪及び雷に関する青森県気象情報第2号
2月17日 5時34分	県気象情報	大雪と風雪及び雷に関する青森県気象情報第3号
2月17日 16時10分	警報・注意報	[発表]大雪注意報 [継続]風雪注意報
2月17日 16時42分	県気象情報	大雪と風雪及び雷に関する青森県気象情報第4号
2月18日 5時35分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第5号
2月18日 10時 4分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
2月18日 16時 6分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第6号
2月19日 5時31分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第7号
2月19日 6時28分	警報・注意報	[発表]風雪注意報 [継続]大雪注意報
2月19日 15時47分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
2月20日 5時40分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第9号
2月20日 16時40分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第10号
2月21日 5時50分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第11号
2月21日 15時55分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第12号
2月22日 5時33分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第13号
2月22日 15時50分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第14号
2月22日 16時13分	警報・注意報	[発表]風雪注意報 [継続]大雪注意報
2月23日 3時50分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
2月23日 5時30分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第15号
2月24日 4時16分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
2月25日		青森県が災害救助法適用(2/25～3/6)を発表
3月31日		青森市豪雪災害対策本部廃止

(10) 令和 7 年度の警報・注意報、青森県気象情報の発表状況及び本市の対応

令和 8 年 1 月 20 日から令和 8 年 2 月 28 日

発表時刻	情報等の種類	情報等の内容（大雪・風雪のみ掲載）
11 月 1 日		青森市除排雪対策本部設置
1 月 20 日 05 時 48 分	県気象情報	高波と大雪に関する青森県気象情報第 3 号
1 月 20 日 13 時 50 分	県気象情報	高波と大雪に関する青森県気象情報第 4 号
1 月 20 日 15 時 51 分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
1 月 20 日 16 時 45 分	県気象情報	高波と大雪に関する青森県気象情報第 5 号
1 月 20 日 20 時 19 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 6 号
1 月 21 日 05 時 30 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 7 号
1 月 21 日 16 時 25 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 8 号
1 月 22 日 05 時 26 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 9 号
1 月 22 日 15 時 58 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 10 号
1 月 23 日 05 時 32 分	警報・注意報	[発表]大雪警報
1 月 23 日 06 時 11 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 11 号
1 月 23 日 08 時 58 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 12 号
1 月 23 日 15 時 56 分	警報・注意報	[警報から注意報]大雪注意報
1 月 23 日 16 時 00 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 13 号
1 月 24 日 03 時 55 分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
1 月 24 日 05 時 22 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 14 号
1 月 24 日 16 時 06 分	警報・注意報	[発表]大雪注意報
1 月 24 日 16 時 08 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 15 号
1 月 25 日 01 時 50 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 16 号
1 月 25 日 05 時 30 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 17 号
1 月 25 日 16 時 00 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 18 号
1 月 25 日 17 時 22 分	警報・注意報	[発表]風雪注意報 [継続]大雪注意報
1 月 26 日 04 時 16 分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
1 月 26 日 05 時 29 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 19 号
1 月 26 日 16 時 06 分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
1 月 27 日 15 時 30 分	警報・注意報	[発表]大雪注意報
1 月 28 日 16 時 00 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 1 号
1 月 29 日 05 時 36 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 2 号
1 月 29 日		青森市豪雪災害対策本部設置・第 1 回本部会議
1 月 29 日		青森県が災害救助法適用(1/29～4/28)を発表
1 月 29 日 16 時 09 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 3 号
1 月 30 日 04 時 25 分	警報・注意報	[発表]風雪注意報 [継続]大雪注意報

発表時刻	情報等の種類	情報等の内容（大雪・風雪のみ掲載）
1 月 30 日 05 時 26 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 4 号
1 月 30 日 16 時 09 分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
1 月 30 日 19 時 59 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 5 号
1 月 30 日 23 時 45 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 6 号
1 月 31 日 05 時 05 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 1 号
1 月 31 日 09 時 53 分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
1 月 31 日 15 時 59 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 2 号
2 月 1 日 01 時 54 分	警報・注意報	[発表]大雪注意報
2 月 1 日 05 時 01 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 3 号
2 月 1 日 16 時 09 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 4 号
2 月 2 日 03 時 36 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 5 号
2 月 2 日 10 時 55 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 6 号
2 月 3 日 04 時 54 分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
2 月 3 日		第 2 回青森市豪雪災害対策本部会議
2 月 5 日 06 時 02 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 1 号
2 月 5 日 16 時 04 分	警報・注意報	[発表]風雪注意報
2 月 5 日 16 時 07 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 2 号
2 月 6 日 05 時 11 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 3 号
2 月 6 日 15 時 57 分	警報・注意報	[発表]大雪注意報 [継続]風雪注意報
2 月 6 日 16 時 48 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 4 号
2 月 7 日 04 時 14 分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
2 月 7 日 05 時 14 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 5 号
2 月 7 日 16 時 21 分	県気象情報	大雪と風雪に関する青森県気象情報第 6 号
2 月 8 日 01 時 59 分	県気象情報	大雪と風雪に関する青森県気象情報第 7 号
2 月 8 日 03 時 59 分	警報・注意報	[発表]風雪注意報 [継続]大雪注意報
2 月 8 日 05 時 36 分	県気象情報	大雪と風雪及び高波に関する青森県気象情報第 8 号
2 月 8 日 11 時 59 分	県気象情報	大雪と風雪及び高波に関する青森県気象情報第 9 号
2 月 8 日 16 時 03 分	県気象情報	大雪と風雪及び高波に関する青森県気象情報第 10 号
2 月 8 日 21 時 18 分	警報・注意報	[解除]風雪注意報 [継続]大雪注意報
2 月 9 日 05 時 10 分	県気象情報	大雪に関する青森県気象情報第 11 号
2 月 9 日 20 時 42 分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
2 月 12 日 07 時 37 分	警報・注意報	[発表]大雪注意報
2 月 12 日 22 時 06 分	警報・注意報	[解除]大雪注意報
2 月 18 日 15 時 56 分	警報・注意報	[発表]風雪注意報
2 月 19 日 10 時 13 分	警報・注意報	[解除]風雪注意報
3 月 25 日		青森市豪雪災害対策本部廃止

2 豪雪による市民生活への影響

(1) 主な被害状況

① 人的被害

- ・令和7年度は、過去3年間と比較し、直近で豪雪災害対策本部が設置された令和6年度を上回る年度となった。

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (豪災本部設置)	令和7年度 (豪災本部設置)
人的 被害	死亡	3名	1名	4名	3名
	行方不明	0名	1名	0名	0名
	重傷	24名	2名	12名	21名
	軽傷	5名	8名	39名	48名
	計	32名	12名	55名	72名

② 建物被害

- ・令和7年度は、過去3年間と比較し、直近で豪雪災害対策本部が設置された令和6年度を上回る年度となった。

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (豪災本部設置)	令和7年度 (豪災本部設置)
建物 被害	住家	18件	1件	36件	65件
	非住家	9件	0件	79件	39件
	公共施設	9件	1件	109件	172件
	計	36件	2件	224件	276件



屋根雪により全壊した浪岡中央児童館（R6）



半壊した旧坪田家住宅（R6）

③ 産業被害

【農業・畜産業】

◆りんご枝折れ

年度	栽培面積	被害程度面積					減収量	被害金額
		計	5～ 29%	30～ 49%	50～ 69%	70%以上		
R6	1,687ha	763ha	396ha	191ha	163ha	13ha	1,588 t	19.5 億円
R7	1,696ha	481ha	322ha	137ha	22 ha	0 ha	506t	8.6 億円

◆りんご獣害（野ネズミ、野ウサギ）

年度	被害面積	被害金額
R6	14ha	169,025 千円
R7	0ha	0 千円

◆パイプハウス被害

年度	被害棟数（棟）					被害金額
	計	全壊	大破	中破	小破	
R6	148	97	30	6	15	109,167 千円
R7	107	74	23	1	9	70,928 千円

◆畜産関係被害

年度	被害棟数（棟）				
	計	全壊	大破	中破	小破
R6	6	4	0	0	2
	備考	牛舎、堆肥舎、避陰舎、追込舎			牛舎付帯施設
R7	2	2	0	0	0
	備考	鶏舎、堆肥舎			

※R7 家畜運搬車 大破 1台



雪によるりんご樹被害（R6）



損壊したパイプハウス（R6）



屋根雪により全壊した牛舎（R6）



屋根雪により全壊した堆肥舎（R7）

【宅配事業】

年末からの大雪により道路状況が悪化していたことから、大手宅配事業者では、荷物の配達に影響があった。

(令和6年度)

- ・1月6日～1月8日

全国から該当地域への荷受けを停止（青森市筒井）

- ・1月8日～1月11日

全国から該当地域への荷受けを停止（青森市筒井・栄町・築木館・松森・南佃・矢作）

(令和7年度)

- ・1月31日～2月3日

全国から該当地域への荷受けを停止（青森市内全域・津軽地方全域）

- ・2月4日～2月9日

全国から該当地域への荷受け停止を順次解除（青森市内⇒走行可能エリアから順次解除、津軽地域⇒全面解除）

- ・2月10日

荷受け停止を全面解除

【鉄道事業】

(令和6年度)

路線	区間	主な運休等
青い森鉄道線	青森～三沢	12月29日
		1月2日～1月3日
		1月5日～1月6日
	青森～野辺地	12月30日～12月31日
		1月4日
	青森～上北町	1月16日～1月17日
奥羽本線	青森～弘前	12月23日～12月24日
		12月28日
		12月30日
		1月1日～1月5日
		1月16日～1月17日
		2月18日～2月21日
		2月23日～2月24日
津軽線	青森～蟹田	1月5日～1月7日

(令和7年度)

路線	区間	主な運休等
青い森鉄道線	青森～八戸	1月1日
		1月21日～1月26日
		1月28日～2月1日
	青森～野辺地	2月8日
		2月2日～2月4日
		2月2日～2月4日
奥羽本線	青森～弘前	1月6日
		1月20日～1月23日
		1月25日～2月6日
		2月8日
津軽線	青森～蟹田	1月20日
		1月22日～2月5日

【電力事業】

- ・青森電力センター管内において、雪による倒木や断線等による停電の発生状況は、令和6年12月から令和7年3月の期間で5,354戸となり、大雪であった令和6年度4,963戸を上回った。また、同管内での設備被害についても、令和6年12月から令和7年3月の期間で36件となり、大雪であった令和6年度の同数となるなど、令和7年度の豪雪による被害が目立つこととなった。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
停電発生戸数	2,530	556	4,963	5,354
設備被害箇所	8	5	36	36

※各年度12月～3月の合計



配電線の冠雪除去（R7）

（提供：東北電力ネットワーク株式会社）



高圧線への倒木除去（R7）

（提供：東北電力ネットワーク株式会社）

【ロードサービス】

- ・ JAF 青森支部によると、令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月までの期間中、雪によるスタック等のため出動・対応した件数は、大雪であった令和 6 年度の 1,303 件を上回る 1,996 件となった。
- ・ 現場への平均到着時間は、令和 8 年 1 月及び 2 月の平均時間が道路状況の悪化により、大雪であった令和 7 年 1 月及び 2 月を上回った。

J A F 青森支部青森基地 作業対応件数

区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
落輪・ 落込	点検	6	5	6	27
	応急処置	682	254	1,297	1,969
合 計		688	259	1,303	1,996

(提供：JAF(日本自動車連盟)青森支部)

青森基地平均現場到着時間

区分	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 6 年度	57.1 分	63.9 分	43.7 分	34.7 分
令和 7 年度	38.9 分	76.0 分	72.4 分	31.1 分

(提供：JAF(日本自動車連盟)青森支部)

【事故発生件数】

- ・ 青森市内で発生した交通事故の発生状況は、令和 7 年 12 月から令和 8 年 3 月までの期間中、物損事故及び人身事故の合計は 3,616 件となり、大雪であった令和 6 年度 3,413 件を上回るなど、令和 7 年度の豪雪により交通事故が増加した。

青森市内で発生した交通事故件数（各年度 12 月～3 月の合計）

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
物損事故	2,763	2,404	3,190	3,383
人身事故	243	221	223	233
合 計	3,006	2,625	3,413	3,616

(提供：青森県警察本部)

④ その他

令和7年度は、雪詰まりによる道路冠水や道路等への倒木等のほか、商業施設の屋根雪の道路への落雪が発生した。

年度	流雪溝、側溝及び用水路の雪詰まりによる道路冠水	積雪等による道路等への倒木・枝折れ等
R6	22	20
R7	17	16



商業施設の屋根雪の道路への落雪（R7）



スタックした車を救出する地域住民（R7）

（提供：東奥日報社）

(2) バス交通への影響

【市営バス】

(令和6年度)

青森市営バスは、12月下旬から1月上旬の期間、一部路線において雪により運行できない区間が発生した。

また、積雪により道路幅が狭く、車両のすれ違いが困難な状況となった区間においては、状況に応じて迂回運行を実施した。



積雪により狭くなった道路（新城・緑ヶ丘団地）（R6）

運休・迂回を行った実績

路線		運休・迂回	路線		運休・迂回
①	野木線	9日間	⑥	新城線	1日間
②	沢山線	3日間	⑦	問屋町線	1日間
③	岩渡・つくしが丘病院線	2日間	⑧	戸山団地線	1日間
④	南高校線	2日間	⑨	横内環状線	1日間
⑤	三内丸山遺跡線	2日間	延べ		22日

(令和7年度)

青森市営バスは、1月下旬から強い冬型の気圧配置となり、断続的な降雪により、道路幅が狭く、車両のすれ違いが困難な状況となるなど、バスの運行に影響を及ぼす事案が多く発生し、運行の安全が確保できない道路環境となっているバス路線については、状況に応じて運休や迂回運行を実施した。



積雪により狭くなった道路（「下安田」付近）（R7）

運休・迂回を行った実績

路線		運休・迂回	路線		運休・迂回
⑥	沢山線	17 日間	⑪	東バイパス線	3 日間
⑦	小柳線	14 日間	⑫	田茂木野線	2 日間
⑧	新城線	10 日間	⑬	三内丸山遺跡線	2 日間
⑨	総合体育館線	8 日間	⑭	築木館線	2 日間
⑩	野木和団地・後潟線	7 日間	⑮	国道線	1 日間
⑪	岩渡・つくしが丘病院線	6 日間	⑯	昭和大仏線	1 日間
⑫	筒井線	5 日間	⑰	浪館線	1 日間
⑬	野木線	5 日間	⑱	浪館中央循環線	1 日間
⑭	南高校線	5 日間	⑲	浜田循環線	1 日間
⑮	戸山団地線	4 日間	延べ		95 日

(3) 小中学校への影響

(令和 6 年度)

冬休み期間中の 1 月に出校日を予定していた学校のうち、年末年始からの記録的積雪の影響のあった学校は以下のとおり。

- ・ 出校日を延期・・・3 校
- ・ オンラインにより実施・・・8 校
- ・ 出校時間を 30 分繰り下げといった措置・・・1 校

冬期間を通じて雪害等による臨時休校はなかった。

(令和 7 年度)

冬期間を通じて冬休み期間中の雪害等による出校日の延期、オンラインの実施変更等はなかった。

1 月末からの記録的積雪の影響により臨時休校・出校時間繰り下げの措置を講じた。

- ・ 1 月 28 日 (水) 各学校の実態を踏まえ、通学路の安全が確保されない場合は、校長の判断で臨時休校等の措置を講じるように指示
- ・ 2 月 2 日 (月) 市内全小・中学校を臨時休校
- ・ 2 月 3 日 (火) ～ 状況に改善が見られた浪岡地区では教育活動を再開
- ・ 2 月 5 日 (木) ～ 青森地区においても、遠隔授業を基本に教育活動を再開
- ・ 2 月 9 日 (月) 教職員が施設及び通学路の状況を確認し、見守り指導を徹底した上で午前 10 時登校を実施
- ・ 2 月 10 日 (火) ～ 平常通りの教育活動を実施

※臨時休校を開始して 7 日間は、「通学路の状況を踏まえた登下校の可否に関する調査」及び「校長 Web 会議」を継続して実施し、情報共有を図るとともに、各校長からの現場の実情を踏まえた意見を参考にしながら対応を決定

(4) ごみ収集への影響

(令和 6 年度)

積雪や道幅が狭くなっており収集車の進入が困難と判断した場合には、ごみ収集場所から離れた場所に収集車を停めて、収集作業員が歩いてごみを収集車まで運び出したほか、積雪による交通渋滞や収集車のスタック等により収集に時間を要したことから、青森市清掃工場等への搬入が遅れるなどの影響が発生した。

(令和 7 年度)

道路状況の悪化が顕著となった 1 月以降、収集作業員の安全を第一としながら、可能な限り収集の継続に努めたものの、交通渋滞やごみ収集車のスタックが頻発するなど、収集作業を取り巻く環境が大きく悪化したことから、収集に時間を要し、青森市清掃工場等への搬入に遅延が生じた。

また、道路状況が悪化し、収集が困難な地域においては、地元町会等の理解を得た上で収集日の後ろ倒し対応を行った。

(5) 市民からの雪に関する相談

毎年度実施している「雪に関する市民相談窓口」では、市民からの雪処理や各種雪対策に関する相談・要望等を幅広く受付しているが、令和 7 年度の相談件数は、青森地区 23,488 件、浪岡地区 826 件の計 24,314 件となり、大雪であった令和 6 年度 18,972 件の約 1.3 倍となった。

<主な相談・要望内容>

- ・除排雪作業実施結果の不備等についての情報提供
- ・除排雪作業実施予定についての問い合わせ
- ・事業者の対応等に関する相談
- ・除排雪作業実施要望

(単位：件)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (豪災本部設置)	令和 7 年度 (豪災本部設置)
青森地区	7,777	1,972	17,797	23,488
浪岡地区	864	176	1,175	826
合 計	8,641	2,148	18,972	24,314

(6) 災害救助法の適用

(令和 6 年度)

県は、令和 6 年 12 月 28 日からの記録的な大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命・身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じているとし、令和 7 年 1 月 4 日付けで本市を含む県内 10 市町村（青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町）に災害救助法を適用（災害救助法施行令第 2 条第 2 号に基づく「障害物の除去」）した。

これに伴い、市では県から事務委任を受け、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯を対象に、屋根雪除雪等を実施した。

また、令和 7 年 2 月 17 日からの大雪についても、令和 7 年 2 月 25 日付けで本市を含む県内 10 市町村（青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鰺ヶ沢町、西目屋村、板柳町、鶴田町）に災害救助法を適用した。

(令和 7 年度)

県は、令和 8 年 1 月 21 日からの記録的な大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命・身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じているとし、令和 8 年 1 月 29 日付けで本市を含む県内 14 市町村（青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、板柳町、鶴田町、野辺地町）に災害救助法を適用（災害救助法施行令第 2 条第 2 号に基づく「障害物の除去」）した。

これに伴い、市では県から事務委任を受け、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯を対象に、県からの応援も受けながら屋根雪除雪等を実施した。

◆救助実施実績

年度	受付件数	救助実施件数			
		計	事業者	職員	自衛隊
R6	367	72	55	17	0
R7	1,206	428	337	75	16



災害救助による屋根雪下ろし (R6)



落雪した屋根雪による間口閉塞 (R7)

(7) 青森県被災者生活再建支援制度の適用

(令和6年度)

県は、令和6年度の豪雪が災害救助法適用の災害となったことを踏まえ、令和7年2月4日、青森県被災者生活再建支援制度を適用することとした。

これにより、令和6年度の豪雪により住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けたかたの生活の再建を支援するため、青森県被災者生活再建支援金が給付されることとなった。

(令和8年6月末時点の給付実績 青森市 0件)

(令和7年度)

適用なし

支援金の給付額（青森県被災者生活再建支援金給付要綱別表）

被災世帯		支援金		給付額
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	複数世帯	基礎支援金		100 万円
		加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200 万円
			居住する住宅を補修する場合	100 万円
			居住する住宅を賃借する場合	50 万円
	単数世帯	基礎支援金		75 万円
		加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150 万円
			居住する住宅を補修する場合	75 万円
			居住する住宅を賃借する場合	37 万 5,000 円
大規模半壊世帯	複数世帯	基礎支援金		50 万円
		加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200 万円
			居住する住宅を補修する場合	100 万円
			居住する住宅を賃借する場合	50 万円
	単数世帯	基礎支援金		37 万 5,000 円
		加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150 万円
			居住する住宅を補修する場合	75 万円
			居住する住宅を賃借する場合	37 万 5,000 円
中規模半壊世帯	複数世帯	加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	100 万円
			居住する住宅を補修する場合	50 万円
			居住する住宅を賃借する場合	25 万円
	単数世帯	加算支援金	居住する住宅を建設し、又は購入する場合	75 万円
			居住する住宅を補修する場合	37 万 5,000 円
			居住する住宅を賃借する場合	18 万 7,500 円

(8) 自衛隊派遣

(令和6年度)

派遣実績なし

(令和7年度)

1月としては戦後最大となる167センチメートルの積雪深を記録し、屋根雪の落下が原因と思われる死者や閉じ込めの発生、市内幹線道路への雪崩による道路封鎖が発生していたほか、路線バスの運休区間及び迂回区間の発生、鉄道の長期間運休など深刻な事態となったことを踏まえ、令和8年2月1日に県に対し、自衛隊の災害派遣に関する申出を行い、県が派遣要請し、翌日から派遣がなされ、16件の屋根雪下ろしを実施した。



陸上自衛隊第9師団第5普通科連隊による屋根雪下ろし(R7)

(9) 災害ボランティアセンター

市では災害時に市の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンターを設置することとしている。

災害ボランティアセンターについては、市と青森市社会福祉協議会等関係機関が協議し、市が当該センターの設置が必要であると判断し設置。

(令和6年度)

設置実績なし

(令和7年度)

市内ボランティア10件

市外ボランティア1件

3 課題と今後の方向性

検証項目 1 除排雪実施体制

① 各対策本部の設置

<令和 6 年度の対応>

◇除排雪対策本部

- ・毎年度、除排雪事業を円滑に行い、適切な措置を講じるため、降雪期前の 11 月 1 日に設置することとしており、令和 6 年度は、令和 6 年 11 月 1 日付で副市長を本部長とする「除排雪対策本部」を設置（浪岡地区には支部を設置）
- ・本部内に「総務班」、「窓口・調整班」、「計画班」、「パトロール班（12 班）」、「河川パトロール班」及び「浪岡地区除排雪班」を配置

◇豪雪対策本部

- ・原則として、積雪深が 100cm を超え、さらに、それ以後も降雪量、積雪深の増加が見込まれること、また、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがあると判断する場合、市の関係部門による対応強化や連携を図るため、副市長を本部長として設置
- ・令和 6 年度は、令和 6 年 12 月 28 日午前 9 時時点で積雪深が 96cm となり、市内各所において道路状況の悪化等が見受けられるなど、市民生活に影響が生じていたほか、その後も降雪が続くと予測されたことから、同日付で「除排雪対策本部」から「豪雪対策本部」に引き上げ

【追加措置】

- ・除排雪パトロール班を 2 班追加し 14 班体制
- ・雪に関する市民相談窓口の受付時間を午後 8 時まで 2 時間延長
- ・必要に応じて市民雪寄せ場の排雪を実施
- ・屋根の雪下ろし費用の一部助成の上限額を 5 万円に引き上げ、市民税課税世帯も助成対象に追加

◇豪雪災害対策本部

- ・原則として、積雪深が 150cm を超え、さらに、それ以後も降雪量・積雪深の増加が見込まれること、また、雪による市民生活への深刻な影響が発生した場合、直ちに市の組織全体で対応するため、市長を本部長として設置
- ・令和 6 年度は、豪雪対策本部設置後も強い冬型の気圧配置によって断続的

な降雪が続き、令和7年1月4日には青森地区の積雪深が112cm、浪岡地区の積雪深が151cmとなったことから、雪害から市民の生命や財産、日々の暮らしを守っていくため、また積極的に雪害防止対策を行っていくため、同日付で「豪雪対策本部」から「豪雪災害対策本部」に引き上げ

【追加措置】

- ・ 除排雪パトロール班を4班追加し18班体制
- ・ 職員によるスノーレスキュー隊設置（高齢者等の屋根の雪下ろし実施）
- ・ 仕事始めに備え、市内全域の市道幹線及び生活道路の除排雪の完了
- ・ 一部路線における日中の除排雪実施
- ・ 通勤・通学及び大学入試共通テスト等に向けた除排雪の実施徹底
- ・ 災害救助法による救助が必要な高齢者世帯等に対して、屋根の雪下ろし等の雪処理支援を徹底
- ・ 市民の安全確保に向け必要に応じた避難所開設
- ・ 市所管施設の落雪事故防止の徹底
- ・ 職員総パトロールによる危険個所の情報収集
- ・ 渋滞緩和のため市職員の時差出勤及びテレワークの実施



第1回豪雪災害対策本部（令和7年1月4日）

＜令和 7 年度の対応＞

◇除排雪対策本部

- ・毎年度、除排雪事業を円滑に行い、適切な措置を講じるため、降雪期前の 11 月 1 日に設置することとしており、令和 7 年度は、令和 7 年 11 月 1 日付で市長を本部長とする「除排雪対策本部」を設置（浪岡地区には支部を設置）
- ・本部内に「総務班」、各地区パトロール、浪岡地区除排雪班、河川パトロール班などを含む「監理班」の設置。

◇雪害対応体制

- ・降雪量（フロー）及び積雪量（ストック）に着眼した機動力を確保した本部体制とした。
- ・基準を超えた降雪量となった場合には、除排雪対策本部を「集中降雪等警戒体制」に移行
- ・基準を超えた積雪量になった場合には、除排雪対策本部を「雪害対応体制」に移行

令和 7 年 12 月 28 日 10 時：青森支部「集中降雪等警戒体制」に移行

令和 8 年 1 月 22 日 17 時：除排雪対策本部「雪害対応体制」に移行

令和 8 年 1 月 22 日 17 時：除排雪対策本部（青森支部）「集中降雪等警戒体制」に移行

【追加措置】

- ・除排雪パトロール班を 11 班 → 13 班体制
- ・必要に応じて市民雪寄せ場の排雪を実施
- ・屋根の雪下ろし費用の一部助成の上限額を 5 万円に引き上げ、市民税課税世帯も助成対象に追加

◇豪雪災害対策本部

- ・令和7年度は、雪害対応体制移行後も強い冬型の気圧配置によって断続的な降雪が続き、令和8年1月29日には青森地区の積雪深が154cm、浪岡地区の積雪深が136cmとなったことから、雪害から市民の生命や財産、日々の暮らしを守っていくため、また積極的に雪害防止対策を行っていくため、同日付で雪害対応体制機能をさらに強化することを目的に、「豪雪災害対策本部」を設置

【追加措置】

- ・除排雪パトロール班を4班追加し18班体制
- ・職員による高齢者世帯等除雪支援隊設置(高齢者等世帯の間口除雪実施)
- ・仕事始めに備え、市内全域の市道幹線及び生活道路の除排雪の完了
- ・一部路線における日中の除排雪実施
- ・通勤・通学及び大学入試共通テスト等に向けた除排雪の実施徹底
- ・災害救助法による救助が必要な高齢者世帯等に対して、屋根の雪下ろし等の雪処理支援を徹底
- ・市民の安全確保に向け必要に応じた避難所開設
- ・市所管施設の落雪事故防止の徹底
- ・職員総パトロールによる危険個所の情報収集
- ・渋滞緩和のため市職員の時差出勤及びテレワークの実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

◇雪害対応体制（旧豪雪対策本部）及び豪雪災害対策本部の設置基準

- ・原則として、積雪深100cm（豪雪対策本部設置基準）及び150cm（豪雪災害対策本部設置基準）を超え、さらに、それ以降も降雪・積雪深の増加が見込まれる場合等に設置することとしているが、近年は、短期間に集中的な降雪となるなど、積雪深が基準に満たない場合でも市民生活に大きな支障が生じる場合があることから、各対策本部の設置基準の見直しが必要（令和6年度）

今後の方向性

➤ 豪雪対策本部及び豪雪災害対策本部の設置基準の見直し

- ・青森地方気象台が発表する青森の積雪深に加え、市内複数地点における積雪状況を踏まえること、また、市内において豪雪による災害が発生、又は発生するおそれがある場合、降雪量（フロー）と積雪量（ストック）を勘案し、市長の判断で柔軟に災害対策本部を設置できることとするなど、対策本部の設置基準を見直し（短期）

◇市民等への情報提供の強化

- ・冬期間においては、雪対策の実施状況の確認や気象の見通し等を踏まえた今後の雪対策等について検討を行うため、これまでも市長、副市長及び関係部局による庁内検討会議を複数回実施しているが、市民等は雪対策の実施状況等を知る機会が少ない（令和6年度）
- ・記録的な大雪により道路状況等が悪化し、市民生活に大きな影響を及ぼした（令和7年度）

今後の方向性

➤ 雪対策の実施状況等に係る積極的な情報提供

- ・市が行っている雪対策の実施状況等について、豪雪対策本部及び豪雪災害対策本部設置前から、庁内検討会議の内容を含め、市ホームページやSNS等を活用し、これまで以上に積極的な情報提供を行う（短期）
- ・〔新規〕気象予報等を活用し、不要不急の外出を抑制する等、市民を対象とした行動変容の呼びかけを実施（短期）

◇応援職員配置及び組織体制

- ・除排雪対策本部及び豪雪対策本部設置時には、応援体制を強化するものの、職員数に限りがあることから、一人の職員が複数の班を兼務せざるを得ない状況であり、職員の負担の増加や迅速な対応等が難しい場合がある（令和6年度）

今後の方向性

➤ 除排雪業務に対する応援職員配置及び組織体制の見直し

- ・対策本部の業務体制について、より実効的な施策展開に向けた庁内横断的で円滑な人員配備手法の検討（短期）
- ・除排雪業務量に応じた応援職員の確保及び組織体制づくり（短期）
- ・民間力の活用により職員の業務負担を軽減するなど、雪対策に関する市民サービス水準を維持した上での除排雪対策本部の機動力向上に向けた検討（短期）
- ・各対策本部設置後の除排雪作業実施水準について、早期に道路交通機能を確保するための作業体制に移行するなど、臨機応変な対応を可能とするための手法・体制の検討（短期）

② 雪に関する市民相談窓口

＜令和 6 年度の対応＞

- ・12 月 1 日に職員による「雪に関する市民相談窓口」を設置
- ・12 月 28 日の豪雪対策本部設置に伴い、電話回線を 3 回線から 5 回線に増設するとともに、職員を増員して対応（最大 12 名）
- ・市民が 24 時間除排雪事業等に関する相談を送信できる、「まちレポあおもり」の利用促進及び受付体制を強化及び積雪状況を確認しやすい投稿写真の撮影方法等を周知

【令和 6 年度実績】

雪に関する市民相談窓口受付件数：18,972 件（12 月 1 日～3 月 31 日）

＜令和 7 年度の対応＞

- ・12 月 1 日に「雪に関する市民相談窓口」を設置
- ・民間ノウハウを活用した電話対応による市民サービスの向上等を図ることを目的に電話での受付を外部委託化したコールセンターの活用
平常時：3 回線
豪雪時：8 回線以上
- ・市民が 24 時間除排雪事業等に関する相談を送信できる、「まちレポあおもり」の利用促進及び受付体制を強化及び積雪状況が判断しやすい投稿写真の撮影方法等を周知
- ・職員に対するカスタマーハラスメント対策として「青森市職員カスタマーハラスメント基本方針」を策定（9 月）

【令和 7 年度実績】

雪に関する市民相談窓口受付件数：24,314 件（12 月 1 日～3 月 31 日）

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・相談内容として、除排雪作業の実施予定に関する問い合わせが相当数を占めていることから、必ずしも市職員が対応しなければならない状況ではないため、より効率的な運営方法の検討が必要（令和6年度）
- ・一部相談者からの暴言や脅迫まがいの電話があり、いわゆるカスタマーハラスメント対策が必要（令和6年度）
- ・降雪状況や路面状況に応じて、相談件数が増減することから対応可能な回線数となるよう検討が必要（令和7年度）

今後の方向性

➤ 雪に関する市民相談窓口の応答率の向上

- ・民間のノウハウを活用した市民サービスの向上を図るため、民間コールセンターを活用した相談窓口の外部委託により、相談窓口従事職員の精神的負担軽減及び別業務へマンパワーを再配分できる体制を構築（短期）
- ・〔新規〕市民サービスの向上を図るため、安定した応答率となるための検討を実施（短期）

➤ カスタマーハラスメント対策の実施

- ・職員アンケート調査の実施により、職員に対するカスタマーハラスメントの実態を把握し、具体的な対応を定めた基本方針を策定するなど、カスタマーハラスメント対策を強化（短期）



職員による雪に関する市民相談窓口（R6）

③ 高齢者世帯等除雪支援隊（旧スノーレスキュー隊）の設置

◇職員による屋根雪処理（福祉除雪）

＜令和 6 年度の対応＞

- ・ 1 月 4 日の豪雪災害対策本部設置に伴い市職員によるスノーレスキュー隊を組織
- ・ 65 歳以上のみの世帯等を対象に、居住する家屋の倒壊や破損、落雪の危険性等を現地調査し、市職員が実施可能な範囲で、雪庇落としなど屋根の雪処理支援を実施

【令和 6 年度実績】

・ 受付件数 146 件 レスキュー実施件数 65 件

※受付件数のうち、レスキュー実施分以外については、福祉の雪処理支援事業（屋根の雪下ろし費用助成）の案内や屋根雪下ろし事業者の紹介等を実施



スノーレスキュー隊による雪処理（R6）

◇職員による間口除雪（福祉除雪）

＜令和 7 年度の対応＞

- ・ 1 月 29 日の豪雪災害対策本部設置に伴い市職員による高齢者世帯等除雪支援隊を組織
- ・ 65 歳以上のみの世帯等を対象に、市職員が現地調査し、家屋の屋根の雪庇落とし及び間口除雪作業が必要と判定した世帯を対象に、市職員が実施可能な範囲で、雪庇落とし及び間口除雪作業を実施

【令和 7 年度実績】

- ・ 受付件数 186 件 間口除雪支援実施件数 95 件

※受付件数のうち、屋根の雪に関するものや、職員が実施不可能な案件については、緊急屋根雪下ろし事業や、福祉の雪処理支援事業（屋根の雪下ろし費用助成）の案内や屋根雪下ろし事業者の紹介等を実施



高齢者世帯等除雪支援隊による雪処理（R7）

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・令和6年度は、受付件数146件のうち、約7割（98件）が総2階建ての無落雪屋根などでの高所作業が必要であり、また、作業により転落等の危険が伴うなど職員による雪処理が困難であった（令和6年度）
- ・一方で、断続的な降雪や屋根からの落雪等により、間口が雪で埋まるなど、自宅の出入りができない危険なケースがあったため、自力での除雪が難しい高齢者世帯等の間口除雪について何らかの対策が必要（令和6年度）

今後の方向性

➤ 緊急屋根雪下ろしの実施

- ・豪雪時に緊急的に屋根雪下ろしを実施するための体制の検討（短期）

➤ 職員による間口除雪の支援

- ・豪雪時には資力・労力がなく、自力での間口除雪を行うことが難しい高齢者等を支援するため、間口除雪の支援を検討（短期）

◇職員による歩道除雪

＜令和 6 年度の対応＞

- ・ 1 月 4 日の豪雪災害対策本部設置に伴い通学路等の歩道を確保するため、市職員による歩道スノーレスキュー隊を設置
- ・ 実施に当たっては、教育委員会と綿密に情報交換、連携を図り、除排雪の要請があった箇所を応急的に実施

【令和 6 年度実績】

小学校の冬期休業明け前日の令和 7 年 1 月 14 日実施

- ・ 浪館小学校周辺：4 班（5 人/班）20 人を派遣
- ・ 千刈小学校周辺：4 班（5 人/班）20 人を派遣

＜令和 7 年度の対応＞

- ・ 1 月 29 日の豪雪災害対策本部設置に伴い通学路等の歩道を確保するため、市職員による歩道人力除雪隊（旧歩道スノーレスキュー隊）を設置
- ・ 実施に当たっては、教育委員会と綿密に情報交換、連携を図り、除排雪の要請があった箇所を応急的に実施

【令和 7 年度実績】

実施箇所 32 箇所

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・ 基本的に人力で行うことから、作業量や作業場所に限りがある（令和 6 年度）
- ・ 実施場所の選定・作業着手までに、一定の時間を要してしまう（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 迅速な歩道除雪の実施に向けた体制整備

- ・ 迅速に対応するため、委託業務による歩道除雪の補完を基本としつつ、人力に加えハンドガイド等も活用しながら機動的に対応できる体制を構築（短期）

検証項目 2 除排雪作業

① 除排雪の区分

<令和 6, 7 年度の対応>

- ・除排雪の対象地域は市全域とし、青森地区は、幹線・補助幹線・郊外幹線・全面委託工区・指定委託工区、浪岡地区は、浪岡地区路線に区分し、それぞれの区分の出動基準や除雪方法に応じて除排雪を実施
- ・「幹線」（バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線）では、原則、除雪と排雪を分けて実施
- ・「補助幹線」（地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線）では、原則、除雪と排雪を分けて実施
- ・「郊外幹線」（郊外地域内における主要幹線（集落と集落を結ぶ幹線））では、除雪と排雪を分けて実施
- ・「全面委託工区」（住宅密集地の生活道路）では、除雪と排雪を一体で実施
- ・「指定委託工区」（郊外地域の生活道路）では、除雪と排雪を分けて実施
- ・「浪岡地区路線」（浪岡地区の主要道路及び生活道路）では、直営及び業者委託により除雪と排雪を分けて実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・一部工区・路線において、現状の除排雪の区分と実態がマッチしていない（令和 6 年度）
- ・累積降雪量が基準値に達しない場合には委託料が減額となるため、事業者によっては出動をためらうケースが見られる（令和 6 年度）
- ・シーズン契約については、作業実績が反映されにくい方法となっている（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ 除排雪区分の見直し

- ・一部工区・路線の除排雪区分について見直しの検討（短期）
- ・出動指令に対応しやすい契約方式について見直しの検討（短期）
- ・作業効率を踏まえた除排雪区分の検討（短期）
- ・全工区・路線の除排雪区分について見直しの検討（中長期）

➤ 運用に見合った契約方法への見直し

- ・〔新規〕従来のシーズン契約から、原則、作業量に応じた契約方法への見直し（短期）

② パトロール班

◇青森地区

＜令和 6 年度の対応＞

- ・降・積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を実施するため、除排雪対策本部にパトロール班を設置し、委託事業者との綿密な連携・調整を行うとともに、町会等と地域情報等を共有
- ・「地区パトロール班（8 班）」では、降雪状況の把握や工区・路線の道路状況の確認、除排雪業務の指導・監督等を実施
- ・「歩道・狹隘パトロール班（1 班）」では、降雪状況の把握や歩道・狹隘道路の状況確認、除排雪業務の指導・監督等を実施
- ・「要望・緊急パトロール班（2 班）」では、危険箇所の状況確認や市民相談への対応等を実施
- ・「幹線・雪捨て場パトロール班（1 班）」では、夜間の幹線道路における降雪状況の把握・道路状況の確認や、雪捨て場の状況把握等を実施
- ・令和 6 年度の記録的な豪雪を踏まえ、青森地区において地区パトロール 8 班体制で一斉夜間パトロールを実施
- ・令和 6 年度は、地区パトロール班のうち南部パトロール班を 1 班から 2 班に増設し「地区パトロール班（8 班）」としたほか、歩道パトロール班と狹隘パトロール班を統合し「歩道・狹隘パトロール班（1 班）」とし、パトロールの効率化を図った

＜令和 7 年度の対応＞

- ・降・積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を実施するため、除排雪対策本部にパトロール班を設置し、委託事業者との綿密な連携・調整を行うとともに、町会等と地域情報等を共有
- ・「地区パトロール班（8 班）」では、降雪状況の把握や工区・路線の道路状況の確認、除排雪業務の指導・監督等を実施
- ・「歩道・狹隘パトロール班（1 班）」では、降雪状況の把握や歩道・狹隘道路の状況確認、除排雪業務の指導・監督等を実施
- ・「要望・緊急パトロール班（2 班）」では、危険箇所の状況確認や市民相談への対応等を実施
- ・事業者の作業状況や仕上がり確認のため、夜間・早朝パトロールを実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・ 人的・時間的制約により、職員パトロールでの除排雪対象路線の状況把握には限界がある（令和 6 年度）
- ・ 作業遅延や作業不備については、市民相談窓口に寄せられた情報提供から把握するケースが多い（令和 6 年度）
- ・ 作業進捗状況をリアルタイムで把握することが困難（令和 6 年度）
- ・ 降雪が続き、同時多発する道路機能低下に対し、迅速な判断が困難（令和 7 年度）
- ・ 除排雪作業状況についての市民への情報提供が不足（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ パトロール体制等の見直し

- ・ 各パトロール班の役割及び編成について見直しを検討（短期）
- ・ パトロール職員の能力の底上げを図るための研修を実施（短期）
- ・ 事業者パトロール(主に事前パトロール)を活用した体制へ移行（中長期）

➤ GPS 等の ICT 技術の導入による進捗管理と情報提供の充実

- ・ [新規] 除排雪重機に GPS を搭載し、作業管理と作業の見える化による情報発信の実施の検討（短期）
- ・ [新規] 地区パトロールの増員とそれらにカメラを搭載し作業状況・仕上がり状況の記録の検討（短期）

◇浪岡地区

<令和 6 年度の対応>

- ・「浪岡地区除排雪班（1 班）」では降雪状況の把握や道路状況の確認、歩道・狭隘道路の状況確認、除排雪業務の指導・監督等、危険箇所の状況確認や市民相談への対応等、夜間の降雪状況の把握・道路状況の確認や、雪捨て場の状況把握等、地区内の河川及び流雪溝の状況把握を実施

<令和 7 年度の対応>

- ・令和 6 年度と同内容のパトロールを 2 班体制に拡充して実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・職員数の都合上、限られた人数で業務を行っており、職員の負担も大きく、機動力に優れた状態ではない（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ パトロール体制等の見直し

- ・除排雪業務量に応じた応援職員の確保及び組織体制づくり（短期）

③ 出動命令

<令和 6 年度の対応>

- ・除排雪作業の仕上がり等のバラつきを解消するため、出動は市の指令を原則としていた（ただし、緊急の場合は事業者の自主判断での出動も可能）
- ・指令発出後に初動が最も遅かったのは 12 日後であり、その他にも 10 日後、9 日後、8 日後といった事例もあった

<令和 7 年度の対応>

- ・パトロール会議において、道路状況、降雪予報などを基に総合的に判断し、指令を発出

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・指令発出後から作業開始までのタイムラグがある（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 出動体制の見直し

- ・「指令発出から作業完了までの目標日数」を契約書等に明記すること等を検討（短期）
- ・事業者からの出動の申出を把握し、市の適切な出動命令につなげるための仕組みづくりの検討（短期）

④ 除排雪作業の実施方法

◇除排雪時間

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・除雪時間については、除雪路線のうちバス路線等の主要路線において、原則、午前 6 時、その他の路線及び工区については午前 7 時までに完了とし、まとまった降雪があった場合や緊急対応等については、上記以外の時間に作業を行うことができるとしている
- ・排雪時間については、原則、午後 9 時から翌日の午前 6 時までとし、まとまった降雪があった場合や緊急対応等については、上記以外の時間に作業を行うことができるとしている

【令和 6 年度実績】

- ・新青森駅周辺の石江地区線において、日中除雪を実施（令和 7 年 1 月 2 日実施）

【令和 7 年度実績】

- ・13 路線、10 工区において、日中の除排雪作業を実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・早朝に積雪増加や路面状況の悪化が生じた場合、作業開始は早くてもその日の夜（約 12 時間後）となり、道路交通機能の確保が困難（令和 6 年度）
- ・平常時と豪雪時の取扱基準等が同一であり、豪雪時における柔軟な対応基準等が必要（令和 6 年度）
- ・全面委託工区においては、除排雪一体での作業で着手から完了まで日数を要した（令和 7 年度）
- ・豪雪時など降雪状況によりダンプトラックが不足するため、排雪作業に遅れが生じた（令和 7 年度）
- ・市と市民の間に除排雪業務の評価にギャップがある（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ 日中除雪作業の検討

- ・豪雪時において道路交通機能の確保が必要となる路線（バス路線、鉄道駅や病院周辺、物流の路線等）の把握及び日中除雪作業の可能性の検討（短期）

- ・緊急時における日中除雪対応の検討（短期）

➤ 迅速性を重視した除排雪実施方法への見直し

- ・〔新規〕 道路交通の確保を最優先とし、除雪のみの指令も含め、除雪作業の回数を増やす作業方法への見直し（短期）

➤ 分かりやすい除排雪業務評価制度の構築

- ・〔新規〕 市民に分かりやすく客観性のある評価制度、及び迅速性を重視した評価制度の構築（短期）

◇除排雪実施基準

<令和 6, 7 年度の対応>

- ・ 幹線路線では、降雪が概ね 10cm 以上、その他の路線及び工区は概ね 15cm 以上で、かつ、交通の確保が困難と認められる場合に実施
- ・ 豪雪時等の異常な降雪の場合は、主要な幹線を優先し、順次交通機能を確保

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・ 近年は比較的短期間に集中して大量の降雪が生じる傾向に変化（令和 6 年度）
- ・ 暖気と寒気が短い期間で繰り返された場合、路面状況が急激に悪化（令和 6 年度）
- ・ 豪雪時の作業実施基準はあるが、対応が明確になっていない（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 除排雪実施基準の見直し

- ・ 豪雪時（緊急対応時）における除排雪実施基準（除雪水準）の試行及び継続的な見直し実施（短期）

◇安全管理

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・豪雪災害時においても、青森圏域の連携市町村が市民生活の維持及び道路交通の確保ができるよう、連携して除排雪作業ができる体制の構築を目指し、連携市町村の除排雪力の向上に資する取組として、青森圏域の除排雪を担う者を対象に、運転技術や安全意識の向上を目的とした除排雪オペレーター講習会を開催（除排雪力向上連携ネットワーク形成事業）
- ・安全管理については、除排雪作業安全管理マニュアルに基づく業務体制を構築し、安全な除排雪作業を指導

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・令和 6 年度に排雪ダンプトラックとの接触による死亡事故が発生しており、安全管理体制に関する検証が必要（令和 6 年度）
- ・人身・対物との接触事故が共に複数発生しており、安全管理体制の徹底が必要（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ 除排雪作業の安全確認

- ・夜間パトロール等で事業者の除排雪作業状況を把握し、必要に応じて指導を実施（短期）

◇歩道及び狹隘道路の除排雪

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・歩道幅員 2.5m 以上の除排雪については、小型ロータリ除雪車により、市街地の歩道でバス路線及び住宅地で歩行者が多い地域を重点的に実施
- ・歩道幅員 2.5m 未満の除排雪については、ハンドガイド式小型除雪機又は人力で実施し、歩道幅員が狭く、常時除雪ができない箇所については、車道の排雪時に歩道の確保に努めている
- ・機械除雪が困難なバス停周辺や交差点周りについては、人力による除雪を実施
- ・通学路については、学校等から通学路に関する詳細な情報を入手し、歩行の支障となっている雪盛り等の早期解消に努めている
- ・歩道等については、PTA 等による小学校除雪協力会や町会等に対し、ハンドガイド式小型除雪機を貸与することにより、住民とのパートナーシップによる除雪を促進
- ・狹隘路線（車道幅員 2.5m から 3.0m）については、積雪及び道路状況等に応じ、小型の除雪車等により実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・歩道（通学路）の確保には地域コミュニティの協力（共助）が必須だが、地域共助体制が弱体化傾向（令和 6 年度）
- ・除排雪作業に関する認識の相違（路肩・歩道といった堆雪スペースへの雪盛りは、作業をさぼっている証拠など）による苦情対応の増加（令和 6 年度）
- ・降雪が続くと排雪作業が追いつかず、除雪による雪盛で通学路が確保されない（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ 適時的確な歩道除雪の実施及び除排雪体制の維持

- ・冬休み終了時期に合わせた通学路確保作業の実施など、歩行需要に合わせた歩道除雪の実施促進（短期）
- ・地域共助体制（組織）の確保・育成の強化・継続（短期）

⑤ 除排雪事業者との連絡体制

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・夜間の作業に向けた準備体制の迅速化や具体的な指示を行うなど、委託事業者との連携を図るため、除排雪対策本部からの出動指令はパトロール班から各委託事業者へ直接伝達
- ・事業者が使用する雪堆積場の確認作業は、システム化により事務作業を軽減
- ・東西の海岸線沿い、南の山沿いでそれぞれ天候が異なり、降雪・積雪状況、吹き溜まり等により道路状況が局地的に変化することから、委託事業者との連携を密にし、地域の状況に沿った除排雪作業を実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・令和 5 年度より稼働している青森市除排雪業務総合管理システムについて、操作に不慣れな事業者への継続的なフォローが必要（令和 6 年度）
- ・浪岡地区ではシステムが導入されておらず、今後、業務の軽減を図るため導入の検討が必要（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 効果的・効率的な除排雪体制の構築

- ・青森市除排雪業務総合管理システムを効果的に活用した除排雪体制の構築（短期）
- ・パトロール職員と各委託事業者間の情報共有について、より効果的・効率的な手法の検討（短期）

⑥ 除排雪作業者間における連携による除排雪

＜令和 6 年度の対応＞

- ・除排雪作業に遅れが生じたと認められる場合には、周辺工区等の受託事業者が作業を実施するなど、周辺地域内における作業の進捗のばらつきの解消に努めている
- ・それでもなお、作業の遅れが生じると認められる場合には、東青除排雪協会や浪岡除雪災害防止対策協議会に加入している事業者等と連携を強化し、除排雪作業に遅れが生じた工区の応援除雪の体制を整備
- ・除排雪の支援に当たっては、雪の状況等を考慮し、事業者と協議した上で作業期間を設定し、その期間で作業が完了しなかった場合に支援の要否を判断

＜令和 7 年度の対応＞

- ・豪雪災害時に、一部の工区（12 工区 2 路線）において除排雪作業に遅れが生じたため、受託工区等の作業が完了し余力のある事業者が、遅れが生じている工区の応援除雪を実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・応援除雪の実施に際して、応援業者の調整に相応の時間を要した（令和 6 年度）
- ・平常時と豪雪時の取扱基準等が同一であり、豪雪時における柔軟な対応基準等が必要（令和 6 年度）
- ・事業者の抵抗感が強く、スムーズに連携できるルールづくりが必要（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ より効果的な応援除雪の実施に向けた見直し

- ・事業者ヒアリング等を通じて応援除雪の課題を整理するとともに、豪雪時における対応について検討（短期）
- ・〔新規〕 契約の見直しを行うに当たって応援除雪を行いやすい契約方法の構築（短期）

⑦ 雪捨て場の確保と効率的な運用

＜令和 6 年度の対応＞

- ・地域住民の雪捨て場の代替地として新田浄化センター敷地内を、事業者用雪捨て場の代替地として新城福田を新たな雪捨て場として設置
- ・青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設や八重田積雪処理層を積極的に活用

＜令和 7 年度の対応＞

- ・豪雪災害時に緊急的な対応として、青い森セントラルパーク、わくわく広場駐車場、合浦公園多目的広場、市営住宅小柳第一団地跡地を事業者の雪捨て場として開放し、排雪作業の効率化を図った

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・洋上風力発電基地港湾の影響により、油川埠頭（木材港）が雪捨て場として使用できなくなる見込み（令和 6 年度）
- ・油川埠頭の雪捨て場については、県との調整により、令和 8 年度まで利用可能であるが、将来的に陸奥湾への直接投棄ができなくなることも視野に入れた雪捨て場運用の検討が必要（令和 6 年度）
- ・浪岡地区において、令和 6 年度は 8 箇所ある雪捨て場が満杯に近い状況となったため、旧大栄小学校校庭を試験的に運用したが、近隣から騒音・振動の苦情が寄せられた（令和 6 年度）
- ・工区内の雪寄せ場が少なく、作業効率が低下（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ 新たな雪寄せ場・雪捨て場の確保

- ・市内西北部における雪捨ての必要量の把握（短期）
- ・油川埠頭雪捨て場代替地の新たな確保（短期）
- ・雪捨て場不足状況における除排雪作業の実施体制を含め見直し検討（短期）
- ・〔新規〕新たな候補地、遊休地や国有地、小中学校校庭等を活用（短期）
- ・将来的には海への雪捨て対応を検討（中長期）
- ・浪岡地区の雪捨て場運用の改善を図るとともに、公共用地、民地を含め新たな雪捨て場を確保（中長期）

⑧ 除排雪作業の効率化

◇重機等機材

<令和 6, 7 年度の対応>

- ・工区（生活道路）等の除排雪作業の効率向上のため、市所有の除排雪機械（ロータリ）について、当該機械による除排雪作業を必要とする事業者に弾力的に貸与することにより作業効率を向上

【除排雪車両の車齢・保有台数（令和 7 年度末現在）】

青森地区

～10 年：8 台、11～20 年：3 台、21～30 年：5 台、
31 年～：2 台

浪岡地区

～10 年：2 台、21～30 年：4 台、31 年～：1 台

※ロータリ車は拡幅除雪や排雪作業で必須の機材であるものの、除排雪作業以外では活用できないため民間事業者による調達のみでは必要台数を確保しきれないことから、円滑な作業実施のため市が調達し事業者へ貸与している

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・貸与重機の老朽化（令和 6 年度）
- ・持続可能な除排雪体制を構築するためには、除排雪作業以外での活用がない除排雪車両（ロータリ車、小型ロータリ車、グレーダー）を事業者が維持・調達することが困難（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 除排雪体制の維持

- ・適正な貸与重機の修繕・更新を実施（短期）

◇都市づくり

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・本市では、近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展に伴い、財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保等が重要な課題となっていることなどを踏まえ、都市づくりの基本理念を『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市づくり」と定め、持続可能な都市づくりに向けて各種施策に取り組んできた

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・人口減少下にある現在においても市街地の拡大（市街化区域への編入等）を求める声があるなど、開発圧力に伴う冬期間の除排雪延長の増大が危惧される（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 適正な土地利用の誘導

- ・都市計画制度や立地適正化計画制度などを活用し、適正な土地利用の誘導を行うなど、無秩序な市街地拡大を抑制（短期）

◇開発許可制度

<令和6年度の対応>

- ・袋路状道路における現状把握
(近年の宅地分譲の現状把握、県内他都市の開発許可基準の整理等)

<令和7年度の対応>

- ・市街化区域面積に対する開発面積(宅地分譲等)の割合について現状把握を行ったところ、市街化区域面積に対する開発面積(宅地分譲等)の割合が少なく、また、宅地分譲が減少しており、開発許可制度が除排雪へ与える影響は少ない

課題・問題点と今後の方向性(短期・中長期)

- ・宅地分譲で袋路状道路とすると、雪寄せ場の確保や除排雪時間が長くなる(令和6年度)
- ・仮に転回広場を大きくした場合、除排雪の効率化につながるか検討が必要、また、冬期間以外の維持管理が課題(路上駐車等)(令和6年度)
- ・転回広場を大きくする又は雪置場を確保しての宅地分譲とすれば、事業者への負担が増える(令和6年度)

今後の方向性

➤ 適正な土地利用の誘導

- ・開発許可制度の基準を見直した場合の効果について検討(袋路状道路における転回広場の大きさ、雪捨て場用地の確保)(短期)
- ・現状の都市計画制度を活用し、適正な土地利用の誘導を行うなど、無秩序な開発行為を抑制(短期)

◇除排雪応援体制の整備

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・県において、市町村が管理する道路の除排雪作業に遅延が生じた状況を踏まえ、地域の枠を越えた広域的支援を実施

【令和 6 年度実績】

青森地区

日時	ダンプ 台数（台）	年月日	ダンプ 台数（台）
令和 7 年 1 月 11 日	3	令和 7 年 1 月 14 日	16
12 日	3	15 日	16
13 日	3		

浪岡地区

日時	ダンプ 台数（台）	年月日	ダンプ 台数（台）
令和 7 年 1 月 14 日	5	令和 7 年 1 月 20 日	5
15 日	5	21 日	5
16 日	5	22 日、23 日	5
17 日	5	24 日	5
18 日	5	25 日	5

【令和 7 年度実績】

青森地区

日時	ダンプ 台数（台）	年月日	ダンプ 台数（台）
令和 8 年 2 月 2 日	2	令和 8 年 2 月 11 日	39
4 日	9	12 日	37
5 日	25	13 日	37
6 日	42	14 日	31
7 日	36	15 日	31
8 日	39	16 日	49
9 日	43	17 日	53
10 日	43	18 日	25

※浪岡地区は実績なし

※上記のほか、令和 8 年 2 月 6 日県代行除雪を実施

- ・県において、青森市における生活道路の除排雪が滞っている状況を打開するため緊急的な除排雪に要する経費を補助金として交付

【令和 7 年度実績】

対象期間 : 2 月 6 日～21 日 (170 工区除排雪費用応援)
 交付金額 : 925,628,000 円
 全面委託工区 : 884,750,000 円
 応援除雪費用 : 40,878,000 円
 応援実施日 : 2 月 11 日～17 日 (11 工区応援)

- ・国において、積雪により幅員が狭くなり大型除雪車両による除雪が困難な市道の除雪に対応するため小型除雪機を貸与

【令和 7 年度実績】

小型除雪車 (搭乗式) 1 台
 小型除雪機 (ハンドガイド) 8 台 (青森 6 浪岡 2)

- ・排雪時のダンプトラックの運搬効率を上げるため、国、県、市が連携し、除排雪作業のタイミングを相互に調整することで市道から国道や県道へ押し出した雪を、国や県が手配したダンプトラックに積み込み、雪捨て場まで運搬するスクラム除雪を実施

【令和 6 年度実績】

令和 7 年 1 月 11 日

国道 4 号及び青森市役所本庁舎と日本銀行の間の市道

令和 7 年 2 月 22 日

国道 280 号と駅西口大通り線との交差点付近

【令和 7 年度実績】

令和 8 年 2 月 3 日

国道 7 号と新青森駅前大通り線との交差点付近



【令和 7 年 1 月 11 日の状況】



【令和 7 年 2 月 22 日の状況】

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・降雪量や積雪量等に応じて除排雪体制を強化していくことが必要（令和6年度）
- ・豪雪対策本部や豪雪災害対策本部設置時など、段階的に除排雪体制を強化していくことが必要（令和6年度）

今後の方向性

➤ 災害時応援協定に基づく広域応援等による除排雪体制の強化

- ・県内市町村等と豪雪時の除排雪応援体制の構築に向けたスキームの検討・確立（短期）
- ・受援に係る具体的なマニュアルの作成（短期）

検証項目 3 パートナーシップによる除排雪・雪処理支援制度等

① 地域コミュニティ除排雪制度

<令和 6 年度の対応>

- ・各町（内）会、委託事業者、市の三者協定に基づき、地域特性に応じた効率的で効果的な除排雪作業を実施（地域コミュニティ除排雪制度）

【令和 6 年度実績】 協定締結団体数 14 団体

【令和 7 年度実績】 協定締結団体数 15 団体

（主な協定項目）

排雪タイミング、日中作業、雪盛り箇所の指定、寄せ雪基準、雪弱者対策、違法駐車・雪出し対策、歩道確保、住民による作業確認の実施等

- ・除排雪実施方針の説明及び高齢者世帯や町（内）会の空き地等の地域情報を町（内）会・事業者・市の 3 者で共有し、地域の実情に沿った除排雪を実施するため除排雪調整会議を各地区町（内）会で実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・本制度により締結している協定項目は、既に全面委託工区の除排雪作業において対応している内容と重複している（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 地域コミュニティ除排雪制度の見直し

- ・出動指令や除排雪作業の実施方法と関連させた地域コミュニティ除排雪制度の果たすべき役割を検討（短期）
- ・まちづくり協議会やコミュニティ団体等も交えた調整会議の実施（短期）
- ・地域コミュニティ除排雪制度の役割と必要性について新たな枠組みの検討（中長期）

② 安全対策の普及

◇家屋等の安全対策

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・住宅等の建築確認申請等において、道路交通への支障、隣地への落雪及び河川等の流水支障等がないよう、屋根の無落雪化等について指導（青森市市民とともに進める雪処理に関する条例第 5 条第 2 項）

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・本市条例に基づく落雪対策への指導は、建築基準関係規定に該当しないため強制力がない（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 条例に基づく落雪対策の周知・指導

- ・落雪対策の必要性や重要性の更なる市民周知に努めるとともに、建築確認申請等に係る落雪対策の指導時は、市民に理解が得られるよう、引き続き丁寧な指導を実施（短期）

◇除排雪作業中の事故防止

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・ 地域における除排雪作業の担い手確保・育成及び除排雪作業時等の死傷事故を防止するため、安全対策の普及活動に係る取組を実施

【主な安全対策の取組実績】

- 除排雪作業時の事故防止に向けたパンフレットの配布
- 雪下ろし等事業者情報の公開

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・ 除排雪用安全用具の貸出し件数が年々減少（令和 6 年度）
- ・ 市ホームページで雪下ろし等事業者リストを公開しているが、業者紹介に係る問い合わせが相当数寄せられており、情報提供のあり方の見直しが必要（令和 6 年度）

今後の方向性

- **除排雪作業中の事故防止に向けた啓発の強化**
 - ・ 除排雪作業中の事故に係る事例の収集・分析（短期）
 - ・ 事故となった具体的事例集の作成及び公表による意識啓発（中長期）
- **雪下ろし等事業者情報の周知強化**
 - ・ 市ホームページに加え、新たな情報提供手段による周知を検討（短期）

③ 各種支援制度

<令和 6, 7 年度の対応>

- ・青森市屋根雪処理施設設置支援制度として、既存の屋根に融雪装置を設置する際や、勾配屋根を無落雪屋根に改修する際の資金を金融機関から借り入れた場合、その利子の全部又は一部を市が負担

【令和 6 年度実績】 実績なし

【令和 7 年度実績】 1 件

- ・青森市融雪施設設置支援制度として、ロードヒーティング・融雪機・融雪槽を設置する際の資金を金融機関から借り入れた場合、その利子の全部又は一部を市が負担

【令和 6 年度実績】 10 件

【令和 7 年度実績】 26 件

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・青森市屋根雪処理施設設置支援制度は、平成 9 年度に開始し、これまでに約 1, 200 件実施してきたが、近年は数件程度で推移（令和 6 年度）
- ・青森市融雪施設設置支援制度は、平成 8 年度に開始し、これまでに約 6, 300 件実施してきたが、近年は 20 件程度で推移（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 支援制度の見直し及び周知

- ・屋根雪処理設備が多様化しており、それら設備への支援を検討（短期）
- ・両支援制度の周知活動の継続（短期）

④ 福祉除雪

◇間口への寄せ雪対策

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・高齢者や障がい者のみの世帯など、自力での雪処理が困難な世帯を対象に、除排雪作業によって生じる間口への寄せ雪を少なくするよう配慮
- ・町(内)会、委託事業者及び民生委員等と情報共有を図り、対象世帯を把握

【令和 6 年度実績】

485 世帯（青森地区 290 世帯、浪岡地区 195 世帯）

【令和 7 年度実績】

493 世帯（青森地区：298 世帯、浪岡地区：195 世帯）

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・除排雪作業に対する要求がエスカレート（寄せ雪を残さず夏場と同等の道路幅員を確保するのが当然など）しており苦情対応が増加（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 雪処理に関する情報の継続的な発信

- ・市民への本市雪処理に関する情報を継続的に発信（短期）

◇間口除雪（浪岡地区）

<令和 6, 7 年度の対応>

- ・浪岡地区に住所を有する 65 歳以上の高齢者世帯等で、自力で除雪することが困難な世帯を対象に、生活路（玄関から公道まで）確保のための除雪を実施

【令和 6 年度実績】

登録世帯数 29 世帯 延べ出動回数 721 回

【令和 7 年度実績】

登録世帯数 17 世帯 延べ出動回数 295 回

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・間口除雪を行う除雪協力員（青森市社会福祉協議会が募集）の高齢化に伴う担い手の減少（令和 6 年度）
- ・青森地区と同様に住民ボランティアによる間口除雪を実施しようとした場合、浪岡地区には十分なボランティア体制が整っていない（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 浪岡地区における除雪協力員の確保

- ・除雪協力員の確保に向けた関係機関との協議・検討（短期）
- ・当面は除雪協力員の確保に注力し、将来的には青森地区と同様、住民ボランティアによる間口除雪の可能性について検討（中長期）

◇災害救助法適用に伴う屋根雪除雪等

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・豪雪災害対策本部設置時に市職員で構成する高齢者世帯等除雪支援隊（旧スノーレスキュー隊）が雪庇の除去等可能な範囲で実施
- ・令和 7 年度は災害救助法適用に伴い、豪雪により住家の倒壊等の危険があり、かつ、資力・労力がなく自ら屋根雪除雪等を実施できない世帯を対象に、高齢者世帯等除雪支援隊と並行して、市が業者へ委託し緊急的に屋根雪下ろしを実施
- ・令和 7 年度は、1 月としては戦後最大となる 167 センチメートルの積雪深を記録し、屋根雪の落下が原因と思われる死者や閉じ込めの発生や、路線バスや鉄道といった社会インフラへの影響など深刻な事態となったことを踏まえ、災害派遣として自衛隊による屋根雪下ろしを実施

【令和 6 年度実績】

- ・災害救助法適用による屋根雪下ろし 55 件
- ・スノーレスキュー隊による屋根雪処理 65 件

【令和 7 年度実績】

- ・災害救助法適用による屋根雪除雪等 337 件
- ・高齢者世帯等除雪支援隊による間口除雪等 75 件

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・スノーレスキュー隊が実施できる屋根雪下ろしの範囲は限られており、豪雪であっても災害救助法が適用されない場合、資力・労力のない高齢者等の世帯では家屋倒壊等が懸念される（令和6年度）
- ・高齢者世帯等除雪支援隊が実施できる作業は限られており、豪雪であっても災害救助法が適用されない場合、資力・労力のない高齢者等の世帯では間口閉塞等が懸念される（令和7年度）
- ・受付やパトロール作業に従事する職員の不足や紙ベースの書類管理等により対応に時間を要する（令和7年度）
- ・職員による緊急屋根雪下ろしを行う際に、雪庇の落雪により職員が負傷したことから、職員が安全に作業を行える体制を整備する必要がある（令和7年度）

今後の方向性

- **緊急屋根雪下ろしの実施（再掲）**
 - ・豪雪時に緊急的に屋根雪下ろしを実施するための体制の検討（短期）
- **安全対策の強化及び危険作業の取りやめ**
 - ・〔新規〕職員実施の作業手順において屋根雪や急な暖気などの現場での状況確認の徹底（短期）

⑤ 通学路除雪

＜令和 6,7 年度の対応＞

- ・「青森市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、青森市通学路安全推進会議における協議を踏まえ、国・県・市の関係機関や各学校と連携し、除排雪スケジュールを共有しながら計画的に通学路の除排雪を実施
- ・「除雪計画一覧」のうち、降雪の状況により除排雪の対策が緊急に必要な箇所については、各学校から教育委員会及び道路管理者に対して除雪要望緊急連絡票が提出され、現場写真等を用いて情報を共有し、除排雪を実施
- ・通学路（歩道）除雪のために組織された除雪協力会に対し、ハンドガイド式小型除雪機を貸与し、小・中学校に備品として配置している除雪機と併せて通学路除雪に活用
- ・PTA や地域による冬季休業明けと臨時休校明けに向けた通学路の除雪ボランティアが行われるとともに登下校指導が行われた
- ・令和 6 年度は、年末年始からの記録的豪雪の影響で、冬休み期間中の 1 月に
出校日を予定していた学校において、出校日の延期、登校時間の繰り下げ及びオンラインによる実施を行った
- ・令和 7 年度は、1 月末からの記録的積雪の影響により臨時休校・登校時間繰り下げの措置を講じた
- ・令和 7 年度は、前年度実績を反映した「除雪計画一覧」を基に、協議することで速やかな除排雪作業につなげた

【令和 6 年度実績】

除雪計画箇所 330 箇所

除雪要望緊急連絡票により対応した箇所 190 箇所

小型除雪機貸与団体数 37 団体

PTA や地域による除雪作業実施校数 39 校

【令和 7 年度実績】

除雪計画箇所 346 箇所

除雪要望緊急連絡票により対応した箇所 190 箇所

小型除雪機貸与団体数 37 団体

PTA や地域による除雪作業実施校数 35 校

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・各学校から教育委員会と道路管理者に提出される除雪要望緊急連絡票による除排雪作業の完了までに時間を要する場合がある（令和6年度）
- ・豪雪時には吹雪による視界不良や急激な積雪の増加により、通学路の安全確保が難しい場合がある（令和6年度）

今後の方向性

➤ 冬期間における通学路の安全確保の体制強化

- ・前年度実績を反映した「除雪計画一覧」を基に、教育委員会と道路管理者とで現場写真等を用いて情報を共有し、協議することで速やかな除排雪作業につなげる（短期）
- ・豪雪時には、気象状況や積雪状況に応じて、臨時休校等の措置を行うなど、児童・生徒の安全確保を最優先に、柔軟な対応を図る（短期）
- ・通学路安全推進会議（交通安全対策部会）において、これまでの「除雪計画箇所」と「除雪要望緊急連絡票」の一連の取組について、引き続き協議する（短期）
- ・〔新規〕「冬の通学路安全マップ」（「除雪計画箇所」と冬期間における通学路の危険箇所をまとめたマップ）と「冬の校地内の安全マップ」（「校地内の危険箇所、校舎内の危険箇所をそれぞれまとめたマップ」）を作成し、学校担当者対象の研修会の開催、コミュニティ・スクール（CS）及び PTA における協議、保護者への周知、児童生徒への安全指導を通して、冬期間における安全確保を強化（短期）

⑥ 歩道除雪

＜令和 6 年度の対応＞

- ・住民協力による安全で快適な歩行者空間を確保するため、町会等にハンドガイド式小型除雪機の貸与を実施

【令和 6 年度実績】 貸与団体数 58 団体

【令和 7 年度実績】 貸与団体数 61 団体

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・地域の共助体制が弱体化傾向（令和 6 年度）
- ・地域の共助組織等の民間団体との情報共有手段が未整備（令和 6 年度）
- ・歩道除雪実施直後に車道除雪が入り歩道が埋まるなどの事例がある（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 住民等との連携による雪処理及び情報発信の強化

- ・住民等と連携した雪処理の継続的な実施及び地域共助体制の維持に向けた雪処理に関する情報発信の強化（短期）

検証項目 4 その他雪対策

① 地域住民の雪捨て場・雪寄せ場の設置

◇雪捨て場

<令和 6, 7 年度の対応>

- ・住民や事業者がダンプトラックで雪を捨てるため 6 箇所の雪捨て場を開放

【県所有】油川埠頭、沖館埠頭、堤埠頭

【市所有】八重田浄化センター敷地内、新田浄化センター敷地内

【民有地】大矢沢

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・洋上風力発電基地港湾の影響により、油川埠頭（木材港）が雪捨て場として使用できなくなる見込み（令和 6 年度）
- ・油川埠頭の雪捨て場については、県との調整により、令和 8 年度まで利用可能であるが、将来的に陸奥湾への直接投棄ができなくなることも視野に入れた雪捨て場運用の検討が必要（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 市民雪捨て場の確保

- ・市民雪捨て場の利用実態（利用者の居住地・運搬車両・運搬回数等）の把握（短期）
- ・市民雪捨て場の要件（水質・騒音・ごみ等の対策、アクセス性等）の整理と候補地の抽出・確保（中長期）

◇雪寄せ場

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・公有地及び民有地の活用により、付近住民がスノーダンプ等で投雪できる雪寄せ場を設置

【遊休市有地の活用】 沖館福祉館跡地やヤード跡地北側など計 11 箇所

【公園・学校用地の活用】 公園、小・中学校用地の一部を開放

【民有地の活用】

- ・住宅密集地に空き地を所有している方が、町（内）会との契約により、地域の雪寄せ場として無償で貸付
- ・固定資産税の一部を減免する「市民雪寄せ場事業」により、民有地を活用した市民の雪寄せ場を確保
- ・市民雪寄せ場事業は、啓発チラシや広報等により制度を PR
- ・市民雪寄せ場の排雪は、状況に応じて適宜実施

【令和 6 年度実績】 市民雪寄せ場箇所数 341 箇所

【令和 7 年度実績】 市民雪寄せ場箇所数 351 箇所

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・市民が除雪するにも近くに雪寄せ場がない（令和 6 年度）
- ・住宅密集地での雪寄せ場確保が困難（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 市民雪寄せ場の確保

- ・住宅密集地における市民雪寄せ場の確保に向けた施策の検討（短期）

◇放置危険空き家対策事業（補助金）

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・令和 7 年度から保安上危険な空き家を所有者等が除却する際の費用を一部助成する制度を創設
- ・降雪期前に危険な空き家等の除却を促進し、事前に危険要因を排除
- ・除却後の跡地利用として市民雪寄せ場事業を周知し、新たな雪寄せ場を確保

【放置危険空き家対策事業概要】

補助金の額：除却に関する費用の 1/2（限度額 30 万円）
予算の範囲において先着順

【令和 7 年度実績】

補助金交付件数 4 件（うち雪寄せ場の契約件数 1 件）

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・放置空き家対策事業の実施を新たな雪寄せ場の確保につなげる必要がある（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 新たな雪寄せ場の確保

- ・放置空き家対策事業への申請者に跡地利用として市民雪寄せ場のチラシを送付（短期）
- ・申請件数等による潜在的ニーズの把握・分析（短期）
- ・分析結果に基づく事業の検証（短期）
- ・検証結果を踏まえた事業の実施（中長期）

② 流・融雪溝等の整備

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・青森地区は、水源の確保等技術的に整備可能な 15 地区のうち、奥野地区、大野地区、野内地区、本泉地区、筒井地区、桜川地区が整備済
- ・佃地区（平成 23 年度～令和 8 年度完了予定）、篠田地区（令和 3 年度～）を整備中
- ・浪岡地区は、北中野地区（平成 30 年度～）を整備中
- ・車道融雪については、新青森駅南口から市道滝内孫内線に至る区間（平成 24 年 3 月供用開始）や、3・2・2 号内環状線と奥羽本線が交差するアンダーパス区間（平成 23 年 11 月供用開始）などにおいて、電熱を使用した融雪を整備済

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・近年の労務費や資材の高騰により、事業費増加が課題となっており、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら進める必要がある（令和 6 年度）
- ・次期整備地区決定に向けて、水源となる河川の水量確認や、該当地区の住民意向調査が必要（令和 6 年度）
- ・既に供用開始している流・融雪溝の維持管理や使用方法について、利用主体である地域住民（管理組合を含む）や施設管理者である行政がそれぞれの立場から、流・融雪溝のあり方について見直していく必要がある（令和 6 年度）
- ・車道融雪の整備については、本市及び他都市の事例などを参考に、建設費や維持管理費の他、メリット・デメリット等を考慮する必要がある

今後の方向性

➤ 流・融雪溝等の着実な整備

- ・現在整備中の 3 地区の早期完了及び一部供用開始に向け、事業費確保に向けた国・県等への要望活動の継続（短期）
- ・供用を開始している組合への相談対応（短期）
- ・今後の整備地区の選定のため、再度整備条件を検証（水源となる川の流量調査、地元の意向調査等）（短期）
- ・〔新規〕車道融雪の整備の可能性について調査・研究（中長期）

③ 除排雪 DX 化

<令和 6,7 年度の対応>

- ・国立研究開発法人土木研究所が開発した、マンホールや橋梁ジョイント等の道路附属物の位置を除排雪作業オペレーターに音声ガイダンス等で伝えるスマートフォン用の『道路附属物位置情報提供アプリ』を活用し、除排雪作業による道路附属物の損傷軽減とオペレーターの負担を軽減

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・実際に現場作業を担う除排雪事業者が求める DX について、ヒアリング等の情報収集が必要（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 除排雪 DX 化の検討

- ・国、県、他都市取組の調査等（短期）
- ・現状の業務実施体制において DX の活用により改善や効率化が図られる分野（項目）の検討・把握（短期）
- GPS 等の ICT 技術の導入による進捗管理と情報提供の充実（再掲）
 - ・〔新規〕除排雪重機に GPS を搭載し、作業管理と作業の見える化による情報発信の実施の検討（短期）
 - ・〔新規〕地区パトロールの増員とそれらにカメラを搭載し作業状況・仕上がり状況の記録の検討（短期）

④ 各産業における対応

◇農業

(農道除雪)

＜令和 6 年度の対応＞

- ・浪岡地区のりんご園地の農道（市道）除雪は、例年、農作業開始に向け雪解け時期の 3 月に実施しているが、令和 6 年度は 1 月下旬に緊急除雪を実施

＜令和 7 年度の対応＞

- ・令和 6 年度の豪雪を踏まえ、降積雪期におけるりんご樹の被害を発生させない、または軽減を図るため、りんご農家が行う雪害対策や剪定などの冬期作業を効率的に行えるよう、直営及び民間委託により計 3 回の農道除雪を実施

1 回目 幹線農道除雪（22.8 km）：1 月 9 日～10 日（直営）

2 回目 幹線農道除雪（22.8 km）：1 月 27 日～2 月 21 日（民間委託）

3 回目 全路線（84 km）：2 月 20 日～3 月 10 日（直営）

(農業支援)

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・豪雪によるりんごの枝折れ、パイプハウスや畜産関係施設の損壊等の農業被害に対して、支援策を実施

【りんご農家等への支援内容】

○豪雪災害農業緊急対策事業

融雪剤・塗布剤の購入経費補助

○被災果樹栽培農家支援事業

豪雪に伴う薬剤・復旧資材等の経費補助

【園芸農家への支援】

○被災施設園芸農家支援事業

パイプハウスの復旧等の経費補助

【畜産農家への支援】

○被災施設畜産農家支援事業

畜舎等の修繕・再建等の経費補助

【収入減少を補填する収入保険への加入支援】

○農業経営収入保険加入推進事業

保険加入者全員に保険料を補助

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・本市の特産物であるりんご等の農業被害を最小限に抑えるため、令和 6 年度の豪雪等を踏まえ、今後は、農道除雪の早期実施や応急除雪対応の体制構築等、農道除雪体制の継続・強化に向けた検討・実施が必要（令和 6 年度）
- ・豪雪によるりんご樹被害を最小限に抑えるため、農道除雪の早期実施や緊急除雪対応の体制を構築したが、降雪の状況により、他の除雪作業との重複などの関係から人員や機材が確保できず、十分な対応ができない場合がある（令和 7 年度）
- ・農道除雪に加え、農業者が降積雪時においても適切に融雪剤の散布等ができる対策が必要（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ 豪雪に備えた農業者（農家）への支援体制の検討と構築

- ・令和 6 年度の豪雪等を踏まえた農道除雪体制の強化（短期）
- ・デジタル技術等を活用した降積雪時の対策の検討（中長期）

◇交通（渋滞対策）

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・国土交通省をはじめ、県警察本部、県土整備部、本市等で構成する「青森県渋滞対策推進協議会」（事務局：青森河川国道事務所）を組織し、交通渋滞対策に係る各種取組を実施
- ・協議会では、市中心部への車利用を減らすことを目的とした時差出勤やテレワーク等の実施、公共交通の利用促進について、市庁舎等へのチラシの設置等により、市民・事業者へ協力の呼びかけを実施
- ・年末年始の記録的な豪雪により奥羽線が運休、また U ターン時期と重なったことに加え、新青森駅周辺道路の路面悪化や幅員が減少したことから、送迎車両等が増加し渋滞が発生したことにより、日中除雪を実施するなど、道路状況等を確認しながら適切な除排雪作業に努めた

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・青森県渋滞対策推進協議会が実施した Web モニターアンケートによると、渋滞緩和対策の各種取組（時差出勤、テレワーク等による在宅勤務等）の認知度について、令和 5 年度の 9% から令和 6 年度は 16.5% と上昇したものの、市民の認知度は低い状況にある（令和 6 年度）
- ・振替輸送を利用出来なかったかたが、青森駅や新青森駅までの移動手段として自家用車を利用することにより、渋滞発生の一要因となっている（令和 6 年度）
- ・豪雪時の駅周辺道路の路面悪化や幅員減少による渋滞が発生（令和 6 年度）
- ・青森県渋滞対策推進協議会が実施した Web モニターアンケートによると、渋滞緩和対策の各種取組を「実施した」と回答した人は全体の 3 割であり、実施しない（できない）と回答した人の多くが勤務先の勤務時間が決まっているなどの業務上の制約を理由として挙げている（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ 冬期間の渋滞対策に係る取組の周知及び実施の呼びかけ

- ・青森県渋滞対策推進協議会において、冬期間の渋滞緩和対策として、市中心部への車利用を減らすことを目的とした時差出勤やテレワーク等の実施、公共交通の利用促進について、市民・事業者へ継続して認知度の向上を図り協力を得る（短期）

➤ 新青森駅周辺道路の柔軟な除排雪対応の継続

- ・日中除雪を行うなど、道路状況に応じた対応を継続して実施（短期）

◇交通（JR 代替輸送）

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・突発的な気象悪化や局所的な障害による列車運休時に、奥羽本線の鉄道駅に最寄りのバス停を有する市バス浪岡線大釈迦経由（市が弘南バス㈱に業務委託）を同線の振替輸送手段とする「路線バス振替輸送契約」を市、JR 東日本秋田支社及び運行事業者の三者で締結
- ・令和 6 年度は、振替輸送を実施及び解除する場合は、市が直接、JR 東日本秋田支社からより依頼を受け、市バス運行事業者に通知
- ・令和 7 年度は、「路線バス振替輸送契約」を締結しているものの、代替輸送の運用において、年末年始や市開庁時間外の連絡体制が構築されていなかったことから、三者による協議の上、振替輸送情報が JR 東日本秋田支社から市バス運行事業者に直接発信できるよう、令和 7 年 9 月 1 日に契約内容の見直しを行い、円滑な振替輸送体制を構築し、これに基づき振替輸送を実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・「路線バス振替輸送契約」を締結しているものの、代替輸送の運用において、年末年始や市開庁時間外の連絡体制が構築されていない（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 路線バス振替輸送体制の見直し

- ・関係者間で協議を行い、直接、市バス運行事業者に振替輸送情報を発信できるよう契約の見直しを行い円滑な振替輸送体制を構築（短期）

⑤ 市有施設における対応

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・市有施設の除排雪は、毎年度、指定管理者や業者委託により実施しているが、豪雪のため除排雪業者が対応できない場合があった

【令和 6 年度実績】

市有施設全体における建物被害や施設設備の損壊等 109 件

【令和 7 年度実績】

市有施設全体における建物被害や施設設備の損壊等 172 件
(過去 3 年間で最大)

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・施設所管課においては、施設の屋根雪や敷地内の積雪状況を確認し、適切なタイミングで除排雪を実施しているが、令和 6 年度は、豪雪による急激な積雪増加等により、状況確認が的確に把握できない場合があった（令和 6 年度）
- ・豪雪による影響で除排雪業者への依頼が殺到するなどしたため、市有施設の除排雪作業が一部実施できない状況となった（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 市有施設における状況把握の徹底と適切な除排雪の実施

- ・指定管理者等と連携し、所管施設の積雪状況等の把握を徹底するとともに、適時的確な除排雪作業の実施に努める（短期）

◇農道橋

＜令和 6 年度の対応＞

- ・東北自動車道及び青森自動車道を跨ぐ農道橋は 3 橋あり、いずれも除排雪がされていない
- ・落雪による走行中の車両事故が発生しないよう、雪庇対策として令和 4 年度から橋の金網部分にシートを張り、雪庇の発生を抑止する対策を実施
- ・大雪や風雪後に雪庇の発生状況を確認しているが、令和 7 年 1 月 19 日に落雪事故が発生
- ・令和 7 年 2 月 25 日のパトロールでも雪庇の発生が確認されたことから、道路管理者と協力して雪庇を落とす作業を実施

＜令和 7 年度の対応＞

- ・令和 7 年度も橋の金網部分にシートを張り、雪庇の発生を抑止する対策を継続して実施
- ・令和 8 年 2 月 2 日のパトロールで雪庇の発生が確認されたことから、令和 8 年 2 月 3 日、道路管理者と協力して雪庇を落とす作業を実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・雪庇落としは、除雪されていない道路を徒歩で長時間移動する必要があること、また、高所での作業となるため、安全対策を講じたうえで、作業には細心の注意を払う必要がある（令和 6 年度）
- ・農道橋の雪庇落とし後の除雪作業は、異なる道路管理者が行うことから、速やかな実施が難しい場合がある（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 高速道路に架かる農道橋の雪庇対策の検討

- ・パトロール及び雪庇落とし作業の委託について道路管理者と協議（短期）

◇農村センター等

＜令和 6 年度の対応＞

- ・農村センター及び共同利用センター12 施設は、築 20 年から 40 年と、多くの施設で老朽化が進行
- ・施設の除雪や屋根の雪下ろしは指定管理者（町会等の地元住民団体）が行っているが、令和 6 年度の豪雪では、12 施設のうち 10 施設で、軒先や外壁、窓ガラスや室外機等の破損、屋根雪の影響による雨漏りや天井の破損、倒木や枝折れ等が発生

＜令和 7 年度の対応＞

- ・令和 6 年度の豪雪を踏まえ、各指定管理者（町会等の地元住民団体）が施設の除雪や屋根の雪下ろしを実施したものの、令和 7 年度の豪雪では、12 施設のうち 2 施設で、外壁や室外機等の施設の破損が発生

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・施設の老朽化により、豪雪被害が生じやすい状況となっている（令和 6 年度）
- ・指定管理者は町（内）会を中心とした地元住民団体であるが、高齢化等のため屋根の雪下ろしを実施することが難しい場合がある（令和 6 年度）

今後の方向性

- **豪雪時における指定管理施設の屋根の雪下ろしや除雪対策の検討**
 - ・豪雪時でも指定管理者が屋根の雪下ろし等を実施できるよう、外部委託や市の支援等を検討（短期）

◇市営住宅

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・指定管理委託料に除雪費を計上し、指定管理者のパトロールによる屋根雪や雪庇の状況確認に基づき除雪作業（屋根の雪下ろし）を実施
（間口及び敷地内通路の除雪は各団地自治会が実施、駐車場の除雪は各団地駐車場管理組合が市補助金を利用して実施）
- ・令和 7 年度は、27 団地中 5 団地において、雪庇の落下による窓の破損等の被害が発生

【令和 6 年度実績】

- ・パトロール 133 件、除雪作業 18 件、除雪費用 1,194,600 円
- ・青森市営住宅駐車場除排雪業務補助金 13 団体 4,122,162 円
補助金の額：駐車場使用料収納額（12 月から 3 月）と除排雪費用額の 2 分の 1 の額のいずれか低い方の額

【令和 7 年度実績】

- ・パトロール 158 件、除雪作業 23 件、除雪費用 2,374,900 円
- ・青森市営住宅駐車場除排雪業務補助金 14 団体 3,913,841 円
補助金の額：駐車場使用料収納額（12 月から 3 月）と除排雪費用額の 2 分の 1 の額のいずれか低い方の額

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・近年の降雪状況の変化（短期に集中する降雪等）を踏まえ、施設ごとに堆雪状況を注視していくため、降雪状況に応じたパトロール強化及び状況確認に基づく除雪作業体制を確保していく必要がある（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 指定管理者によるパトロールの強化及び除排雪体制の確保

- ・指定管理者による積雪状況等のパトロール強化及び迅速な除排雪の実施に向けた連絡体制等を検討（短期）

◇都市公園・開発緑地

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・開発緑地は除排雪事業実施計画に基づき近隣住民の雪寄せ場として活用
- ・近隣住民による雪寄せ量が多く、シーズン途中には雪で飽和状態となり開発緑地へ雪寄せが困難となる状況が発生したことに加え、寄せ雪の沈降圧によりベンチ等が破損
- ・公園内には外柵や遊具等が設置されており、施設破損防止のため排雪作業の重機等が進入できない状況であったことから、近隣住民が雪寄せできない状況が発生

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・車両侵入防止の外柵が設置されており、排雪の重機や車両が進入出来ない（令和 6 年度）
- ・遊具やベンチ等の上に雪寄せが行われ、雪の沈降圧により施設が破損する場合がある（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 冬期間の雪対策を踏まえた開発緑地の一部リニューアル

- ・開発緑地の雪寄せ場としての活用を検討するため、町会や地域の協力を得た上で、開発緑地の舗装及び車両侵入防止柵の撤去等を行い、試行的に雪寄せ場として活用（短期）
- ・各所にグリーンシーズンのみならず、降雪を考慮した通年で利用可能なオープンスペースを確保（中長期）

◇公園樹・街路樹

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・市管理樹木は公園樹 約 44, 000 本、街路樹 約 11, 000 本が植栽されている
- ・殆どが高木化・老木化しており、枝葉の民地張り出しや電線接触、枝葉の繁茂による交通信号や標識の視認性が低下するなどの影響がある
- ・冬期間は積雪による倒木や枝折れ落下事故等が発生
- ・令和 6 年度から優先順位を付して 1 号遊歩道から樹高を下げるための剪定作業（芯止め）や伐採といった対策を実施
- ・少雪の年にも、多くの樹木が高木化・老木化し耐久性が低下しているため、毎年倒木や枝折れ落下が発生している状況

【令和 6 年度の被害】

豪雪により発生した倒木や幹折れが 80 本以上あり、倒木による家屋被害や枝折れ落下による接触事故が発生

【令和 7 年度の被害】

豪雪により発生した倒木や幹折れが 60 本以上あり、枝折れ落下による接触事故が発生

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・倒木や枝折れ等による事故を未然に防止するため、積雪にも耐えることができる対策を講じる必要がある（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 降雪による被害防止のための対策強化

- ・毎年降雪前に、被害等が発生するおそれのある樹木を事前に伐採及び剪定作業を実施（短期）
- ・樹種に応じた定期的な剪定作業を行い、冬期間の積雪に耐えることができる状況を維持（中長期）

◇小・中学校校地内除雪

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・学校における児童生徒の安全確保及び教育活動の維持を目的に、校門から玄関に至る部分及び給食搬入口付近を、12 月から 3 月まで、各学校 5 回の除雪を実施

※浪岡地区の小・中学校については浪岡地区の道路除雪業者が校地内除雪を行っている

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・年内の積雪や年明けの校地内通路の確保のほか、冬休み明けの登校開始日、参観日や入学説明会、卒業式など保護者等が参集する学校行事に合わせ、各校において年 5 回の除雪計画を立て実施しており、計画日以外においては小型除雪機や職員の手で除雪を行っていることから、積雪の状況によっては、除雪が追い付かない状況がみられる（令和 6 年度）
- ・積雪の状況により 5 回以上の除雪を必要とする学校がある場合は予算内で調整を行わなければならない（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 効果的・効率的な校地内除雪の実施

- ・児童生徒の安全確保及び教育活動の維持を目的に、効果的・効率的な除雪を実施（短期）

◇市民センター

＜令和 6 年度の対応＞

- ・市民センター敷地内の除雪は指定管理者が民間事業者に委託して実施
- ・令和 6 年度は、油川市民センターにおいて、駐車場内 3 箇所を雪寄せ場としているが、このうち、センター正面のロータリー（通路）に隣接する雪寄せ場が一杯となり、当該ロータリーに雪がはみ出し、市営バスが幅員ぎりぎりの状態で運行する危険な事態となった

＜令和 7 年度の対応＞

- ・市民センター敷地内の除雪は指定管理者が民間事業者に委託して実施
- ・油川市民センターについては、指定管理者と協議の上、除排雪委託業者を交えた事前打ち合わせを行い、雪の寄せ方等の工夫・改善を図った
- ・市民センター分館の敷地内の除雪は主に分館長や地元町会の方が実施
- ・分館長等が屋根雪や敷地内の積雪状況を把握し、施設運営に支障を来たすことのないよう除雪作業等の実施に努めた結果、建物損壊等の被害はなかった

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・豪雪時においても、各市民センター敷地内の雪寄せ場、特にロータリーに隣接する雪寄せ場等は一杯とならないように除雪を実施する必要がある（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 指定管理者による適切な除排雪の実施

- ・敷地内雪寄せ場のさらなる確保と効率的な除雪の実施について指定管理者と協議（短期）

◇浪岡地区児童館

＜令和 6 年度の対応＞（7 施設）

- ・児童館の除雪対応としては、出入口周辺や駐車場等は施設職員が行い、屋根の雪下ろしは、職員が対応可能な 4 施設は職員が、浪岡中央児童館を含む 3 施設は業者に依頼し実施
- ・令和 6 年度は指定管理者から業者に雪下ろしを依頼したものの、作業が実施される前に浪岡中央児童館の屋根が崩落し倒壊

＜令和 7 年度の対応＞（6 施設）

- ・児童館の除雪対応としては、出入口周辺や駐車場等は施設職員が行い、屋根の雪下ろしは、職員が対応可能な 3 施設は職員が、残り 3 施設は業者に依頼し実施

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・令和 6 年度は 12 月中旬から降雪が続いたため、屋根雪除雪の必要があると指定管理者が判断し、年末年始 3 回にわたり業者へ依頼したものの、すぐ対応できない状況だったことから、屋根雪除雪に係る対応の検討が必要（令和 6 年度）
- ・近年は短期間で大量の降雪が発生しており、業者に作業依頼が集中することで速やかな屋根雪除雪が困難となっていることから、短期集中的な降雪時における迅速な対応策の検討が必要（令和 7 年度）

今後の方向性

➤ 指定管理者による適切な除雪の実施

- ・指定管理者と気象情報等の情報共有を図り、早期雪下ろしの実施（短期）

◇歴史的建造物

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・文化財指定を受けた市管理の歴史的建造物は、旧坪田家住宅（県重宝）と森林博物館（市有形文化財）の 2 施設
- ・このうち、旧坪田家住宅の屋根は茅葺で急こう配であることなどから、例年、積雪の状況を見ながら、民間事業者に委託して、屋根雪の除雪を実施（森林博物館は急こう配の金属屋根のため雪は自然に落下）
- ・令和 6 年度は、民間事業者に屋根の雪下ろし作業を依頼したが、浪岡地区全体の豪雪により業者が多忙であり対応できず、北側部分の屋根と壁が倒壊

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・浪岡地区全体の豪雪により、業者が多忙で屋根の雪下ろしを受けられない場合を想定し、必要な時に、迅速に屋根の雪下ろしを実施できる仕組みが必要（令和 6 年度）

今後の方向性

- **屋根の雪下ろしが必要な時に対応できる仕組みの検討**
 - ・屋根雪下ろしの必要性の早期見極めと実施（短期）
 - ・民間事業者との連携強化（短期）

⑥ その他の対応

◇歩道融雪

＜令和 6, 7 年度の対応＞

- ・平成 27 年 10 月に策定した『第 2 期青森市冬期バリアフリー計画』において、中・長期視点で歩道空間の冬期バリアフリーの推進を定め、冬期の安全で快適な歩行者空間確保のため、歩道融雪等の整備を推進
- ・整備期間は、前期（計画から概ね 10 年以内）と後期に分け、国や県とも連携しながら整備を進めている

【前期整備計画の代表箇所】

国：国道 4 号（堤橋～藤田組通り）歩道融雪

市：花園幸畑線融流雪溝

青森駅西側（篠田地区）融流雪溝

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・計画策定から約 10 年経っており、社会環境等の変化を考慮して、国や県と調整を図りながら計画の見直しについて検討する必要がある（令和 6 年度）

【前期整備計画の未着手箇所】

県：環状野内線バス停融雪

市：山の手通り線歩道融雪

今後の方向性

➤ 冬期間における安全・安心な歩行者空間の確保

- ・国や県と調整を図りながら計画の見直しについて検討（短期）
- ・計画の進捗管理を行いながら、その後の整備について検討（中長期）

◇空き家対策

＜令和 6 年度の対応＞

- ・近隣住民等から管理不全な空き家等に関する情報を受けた場合、現地調査及び所有者調査を行い、所有者に対し適切な管理を指導
- ・緊急時には消防署とも連携し、緊急安全措置や危険排除を実施
- ・令和 4 年度から、過去に屋根雪等の問題があった空き家等の所有者に対し、屋根雪の被害予防に関する依頼文書を送付
- ・令和 6 年度は、豪雪の影響により通報件数等が増加し、チーム総出で通報受付、現地確認（公用車 2 台体制）、所有者調査を実施

【令和 6 年度緊急安全措置・危険排除件数】

(青森地区)	緊急安全措置	24 件（うち業者委託 1 件）
	危険排除	10 件
(浪岡地区)	緊急安全措置	14 件（うち業者委託 1 件）
	危険排除	9 件

＜令和 7 年度の対応＞

- ・近隣住民等から管理不全な空き家等に関する情報を受けた場合、現地調査及び所有者調査を行い、所有者に対し適切な管理を依頼するとともに、状態が急激に悪化した空き家に対して管理不全空家等の認定及び指導を同時に実施
- ・緊急時には消防署とも連携し、緊急安全措置や危険排除を実施したほか、倒壊による隣地や隣接道路への影響が大きな空き家を緊急代執行により除去
- ・令和 4 年度から、過去に屋根雪等の問題があった空き家等の所有者に対し、屋根雪の被害予防に関する依頼文書を送付
- ・令和 7 年度は、豪雪の影響により通報件数等が増加し、チーム総出で通報受付、現地確認（公用車 2 台体制）、所有者調査を実施
- ・通報受付は、対応マニュアルを整備し担当職員以外の職員も相談対応を実施

【令和 7 年度緊急代執行・緊急安全措置・危険排除件数】

(青森地区)	緊急代執行	1 件
	緊急安全措置	72 件（うち業者委託 2 件）
	危険排除	25 件
(浪岡地区)	緊急安全措置	0 件
	危険排除	6 件

【年別の降雪期 12～3 月通報件数】

(青森地区) 令和 3 年度：318 件（年間 466 件）
令和 4 年度：108 件（年間 362 件）
令和 5 年度：36 件（年間 226 件）
令和 6 年度：312 件（年間 499 件）
令和 7 年度：484 件（年間 812 件）

(浪岡地区) 令和 3 年度：20 件（年間 45 件）
令和 4 年度：16 件（年間 45 件）
令和 5 年度：6 件（年間 38 件）
令和 6 年度：83 件（年間 114 件）
令和 7 年度：44 件（年間 97 件）

課題・問題点と今後の方向性（短期・中長期）

- ・豪雪時等には空き家に係る通報が急増するため、状況によっては速やかな対応が難しい場合があることから、空き家対応のための体制をこれまで以上に強化する必要がある（令和 6 年度）

今後の方向性

➤ 空き家対応の体制強化

- ・倒壊のおそれがある空き家等の巡回強化（短期）
- ・マニュアル整備・相談対応実施（短期）
- ・応援職員等による円滑な空き家相談対応のためのマニュアル更新・相談対応実施（中長期）

➤ 管理不全空き家等の認定検討及び認定後の指導実施

- ・特定空き家等となるおそれがある空き家等への管理不全空き家の認定・助言指導（短期）
- ・管理不全空き家への認定後の助言指導・勧告（中長期）

あ と が き

本市では、平成 17 年に「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を制定し、市民総ぐるみで効率的かつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることとし、これまでも持続可能な雪対策を進めてきた。

しかしながら、近年は、少子高齢化や人口減少により、地域の担い手が不足するなど、地域コミュニティや共助による災害対応力の弱体化が懸念されるほか、気候変動による降雪状況の変化等、これまでの知識や経験では補いきれない課題が発生し、市民生活への影響が表面化してきている。

このような中、限られた資源を活用し、豪雪に対応するためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を自覚し、これまで以上に緊密に連携・協力することが最も重要である。

このことから、市は、国や県と連携し本条例に則り除排雪や都市基盤の整備等を推進するとともに、市民・事業者の皆様との情報共有を更に進めることで協働を育んでまいり。また、市民の皆様におかれては、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け合うこと、また、事業者の皆様におかれては、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、市民と協力し、助け合いによる雪処理を進めていただきたい。

そして、市民、事業者、市が協力することで、雪に強い青森市を構築してまいり。

青森市市民とともに進める雪処理に関する条例

平成十七年四月一日

条例第四百四十四号

私たちの住む青森市は、陸奥湾や八甲田山に代表される雄大で緑豊かな自然、三内丸山遺跡やねぶた祭に代表される世界に誇る歴史と文化を有する北の中核都市です。

その一方で、人口約三十万人を擁する都市としては、国内外でも有数の豪雪都市であり、雪による障害を乗り越え、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは永遠の命題となっています。

この命題を克服し、冬期において市民の生活の豊かさと活力を呼び起こし、降雪期の市街地における利便性を確保するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働することが必要です。

私たち青森市民一人ひとりが、互いに支え合いながら効率的に雪処理を行うことに努め、冬期において誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、市民総ぐるみで効率的かつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることを目的とする。

（市の責務）

第二条 市は、この条例の目的を達成するため、雪処理に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これに基づく施策を連携して実施するよう努めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 道路交通の確保のために行う除排雪に関する事項
- 二 雪に強い都市基盤の整備に関する事項
- 三 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の自主的な雪処理に対する市の支援に関する事項
- 四 その他雪処理に関し必要な事項

3 市は、道路交通の確保等を効率的に行うため、毎年度、当該年度の車道及び歩道等の除排雪に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、公表するものとする。

4 市は、基本計画及び事業計画の実施に当たっては、市民等に当該計画の周知を図り、市民等の協力が得られるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第三条 市民は、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け

合うものとする。

2 市民は、地域の高齢者世帯、障害者世帯等のうち、特に援護を必要とする世帯の雪処理への支援に努めるものとする。

3 市民は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。
(事業者の責務)

第四条 事業者は、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、雪処理を行うに当たっては、他の迷惑とならないように自らの責任において適正に処理するものとする。

2 事業者は、地域の雪処理に関する活動において市民と協力し、助け合うものとする。

3 事業者は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。
(遵守事項等)

第五条 市民等は、冬期における市民生活の安全を確保するため、雪処理を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 国、県又は市によって除排雪される道路（第三項において「道路」という。）には、みだりに自己の使用する敷地内の雪を出さないこと。

二 河川、水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼさないようにすること。

2 市民等は、建築物等を新築（増築及び改築を含む。）する場合には、当該建築物等の敷地内における雪の堆積場所の確保、屋根の無落雪化等により、道路交通への支障、隣地への落雪、河川等の流水への支障等の迷惑を及ぼさないように十分配慮しなければならない。

3 市民等は、自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を道路に駐車するときは、違法駐車等（法第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の三第三項の規定に違反して自動車を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条（第三項を除く。）の規定に違反する行為をいう。）に該当しない場合であっても、除排雪作業の支障とならないようにしなければならない。

(勧告)

第六条 市長は、前条第一項又は第三項の規定が守られないことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しい支障が生じると認めるとき又は除排雪作業に支障が生じると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、市民又は事業者が前条第二項の配慮を欠くことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しく支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

青森市豪雪災害白書

～豪雪災害に係る対応の検証と今後の方向性（令和 7 年度）～

令和 7 年 9 月作成

令和 8 年 8 月変更

青森市総務部危機管理課

〒030-8555 青森市中央一丁目 22 番 5 号

TEL 017-734-5059

FAX 017-734-5061